

平成29年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成29年12月14日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において 9時30分開会した。

1. 開 議 平成29年12月14日 9時31分

1. 閉 議 平成29年12月14日 15時14分

1. 散 会 平成29年12月14日 15時14分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成 紀	2番	西 尾	智 朗
3番	古久保	惠 三	4番	溝 口	耕太郎
5番	丸 本	安 高	6番	水 上	久美子
7番	廣 畑	敏 雄	8番	三 倉	健 嗣
9番	長 野	莊 一	10番	岡 谷	裕 計
11番	南	勝 弥	12番	玉 置	一
13番	楠 本	隆 典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 山 本 琢 人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊佐夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第4回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程についてはお手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

平成29年度定期監査報告書が白浜町監査委員より提出され、配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

5 番丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。まず、原発から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設についての質問を許可します。

5 番 丸本君（登壇）

○5 番

おはようございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

早速、最初に、原発から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設についてお伺いさせていただきます。

先の9月議会では、国が7月28日、高レベル放射性廃棄物「核のごみ」の最終処分場になり得る全国地図を公表したのに伴い、市江、口吸地区に関西電力が今も所有する広大な土地があり、不安に感じている住民があり、質問をさせていただきました。

日置川原発問題が町民の前へ姿をあらわしたのが、昭和51年2月に開会された、当時の日置川町臨時議会で土地開発公社が所有する市江、口吸の土地を町が買い取り、その後、町が関西電力へ売却、それまで原発計画が水面下で動いていたものが、水面にその姿をあらわしたわけです。

以後、原発賛成、反対の対立が起き、町を二分する争いになっていき、町長選挙は原発の賛否を問う激しい戦いが繰り返され、日置川町は、政争の町へとなっていきました。

東日本大震災後、国内の全ての原発が停止をしていましたが、電力不足により、停電などは起きませんでした。しかし、停止をしていた原発が再稼働へと向かっています。原発を再稼働すれば、使用済核燃料がふえていくことになります。

中間貯蔵施設と使用済核燃料についての認識についてお伺いいたします。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員より、使用済核燃料の中間貯蔵施設についてご質問をいただきました。

使用済核燃料につきましては、原子力規制法により、原子力発電所から発生するものを発電所構外に貯蔵することができませんでしたが、平成11年に法の一部改正があり、原子力発電所構外に貯蔵することが可能となったところであります。

それを受けて、関西電力株式会社は、福井県外における中間貯蔵について、理解活動、可能性調査等を計画的に進め、2020年ごろに計画地点を確定し、2030年ごろに2,000トンウラン規模で操業を開始する方針を示したところであります。

また、国内の使用済核燃料の中間貯蔵施設につきましては、現在青森県むつ市において1カ所事業許可があり、現在2018年後半の事業開始を目途に工事が進められているところであります。

○議 長

5 番 丸本君（登壇）

○5 番

2017年11月28日付の新聞報道によりますと、福井県おおい町にある、関西電力大飯原発3、4号機について、福井県の西川知事が再稼働への同意を表明したとあり、おおい

町議会、町長、県議会も既に同意しており、再稼働に地元同意の手続が終了したとあります。再稼働が進めば、使用済核燃料がふえてくることになります。しかし、新聞報道によると、関西電力の大飯、高浜、美浜原発は既に貯蔵プールが約7割埋まっており、再稼働が進むとプールの余力がなくなっていくとあります。

関西電力社長岩根氏は、中間貯蔵施設については、2018年中に福井県外に計画地点を示すとし、世耕経済産業大臣も、国の関与を約束したとあります。あと1年で、関西電力は国の力を借りながら計画地点を確定し、示さなければならなくなってまいります。公開している関西電力のホームページに、使用済核燃料対策推進計画が出ています。それを見ても、2020年ごろまでに、中間貯蔵施設の計画地点を確定するとあります。知事の方で再稼働の同意を得るために、2018年に計画を早めたとも考えられます。関西電力は、市江、口吸地区に関西電力の土地があり、社内では候補地の1つになっているかもわかりません。

ことしの中ごろから、関西電力の動きが活発になってきているという話が、複数の町民から聞いております。日置に関西電力の事務所がありますが、人員がふえているようにも聞いております。人員がふえている事実がございますか。また、先の9月議会でも伺いましたが、関西電力からの挨拶等がございましたか、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員ご指摘のように、先般、福井県にある関西電力大飯原発3、4号機の再稼働をめぐる、関西電力株式会社の岩根社長が福井県知事と会談し、原発で出た使用済核燃料を一時保管する中間貯蔵施設の建設地について、2018年には具体的な県外の計画地点を示すと述べられたと新聞報道がされたところであります。

前回の9月議会におきましても答弁させていただきましたが、現在、当町に対しまして、関西電力株式会社から挨拶などのコンタクトはございません。

また、日置地域にあります関西電力株式会社の事務所で人員がふえているかというご質問についてでございますが、当町としまして人員自体を把握しておりませんので、現状ふえている事実があるかどうかにつきましても判断できる状況にはございません。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

関西電力さんからの挨拶等の話し合いはなかったということですね。非公式にもなかったんですか。関西電力さんからお話、こういうのはなかったというわけですね。9月議会以後でもなかったということですね。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま申し上げたとおりでございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

もう一回申し上げてください。

それと、非公式にもなかったんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今申し上げたとおりコンタクトはございません。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

関西電力のホームページに中間貯蔵施設への取り組みについて、次のように出ております。

「原子力核燃料サイクル、推進する国の方針に基づき関西電力では、原子力発電所から発生した使用済燃料は再処理することとしています。原子力燃料サイクルを進めつつ、原子力発電所を将来にわたって安定的に運転していくためには、再処理するまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵管理できる中間貯蔵施設が必要である。関西電力は、早期設置を喫緊の経営課題として、社長をトップとした関係部門を横断する会議体を立ち上げるなど、より強固な体制のもと、設置立地室では、中間貯蔵施設の立地に向けて、地点の確保に鋭意取り組んでいる」とあります。

関西電力は、経営課題として中間貯蔵施設の設置は差し迫った課題であり、立地室を中心に取り組みをしていくということだが、土地を確保している白浜町に関西電力のコンタクトは来ていないと、9月答弁でされましたが、2018年に計画地点を関西電力が示すのであれば、1年以内にコンタクトがあることも考えておかなければなりません。そのとき、中間貯蔵施設の話し合いに応じるのか、応じないのか。

9月議会では、最終処分場と中間貯蔵施設について質問しましたね。話し合いには応じるけれども受け入れる考えはないと、これは相矛盾してやるんですよ。話し合いに応じられるのか。来年中に候補地を決めると、こういう新聞報道です。新聞が正しかったら、間違っていなかったら、候補地の話し合いに、町長は受け入れる考えはないと。今までも話はなかったと、コンタクトはなかったと。話し合いに応じると答えられてますよね。どうなんですか。今後、来年、来る可能性、皆心配している。話し合いに応じられるんですか。受け入れる考えはないというのをお聞きしていますけども。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

仮定の話でありますので、なかなかお答えしにくいところではありますが、コンタクトがあるということと話し合いに応じるということとは違ったものと考えております。話し合いに応じるのかということですが、国や事業者さんから申し出やお話があれば、話を聞くことになると考えております。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

町長、仮定の話とおっしゃいますけれども、仮定の話で町長あなたは9月議会で答弁されたんじゃないですか。受け入れる考えはないと、話し合いには応じるけど受け入れる考えはないと、答弁されたでしょう。どうなんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

9月議会では、高レベル放射性廃棄物の最終処分場については、ことし7月に、ご存じのように、科学的特性マップが公表されました。その結果、その中で白浜町を含む紀南地域が適地とされたことから、示されたことから、私自身の受けとめを申し上げてまいりました。

中間貯蔵施設につきましては、これまで国や事業者から具体的なお話や申し出はありません。ですので、町内に適地があるかどうかについて示されているわけでもございませんので、一般的に一般論としてしか言えませんけれども、このような重要な案件は、もちろん町民の同意と理解が前提でございますし、それにつきましてはそういった観点を十分配慮して判断しなければならないというふうに考えております。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

町長、今おっしゃったように、9月議会では、私は最終処分場だけを聞いたんじゃないですよ。中間貯蔵施設も質問の中に入れてとったんです。それを町長は受け入れる考えはないと、こうおっしゃったんです。何も最終処分場だけを聞いたわけではないですよ。適地を公表した、マップを公表した、地図を公表した。それについて質問して、中間貯蔵施設もあわせて質問の中に入ってますよ。仮定の話とかそんなじゃないですよ。

今回の質問は主に中間貯蔵施設ですけども、これは11月28日付の新聞報道で見て質問をしてるんですよ。そうでしょう。核の最終処分場、これを9月に聞いたので、私はそれに中間貯蔵も含めて聞いてますよ。仮定の話じゃないですよ。

今回は主に中間貯蔵を聞いてますけども、9月には最終処分場を含めて主に中間貯蔵施設も質問しているんですよ。

中間貯蔵施設と最終処分場は受け入れる考えはないと、先の9月議会で答弁をされてるんです。会議録をよく見てください。両方とも受け入れる考えはないと。その中で、話し合いには応じると、9月も今も言いました。受け入れる考えはないのに何の話をされるんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今申し上げましたように、9月の時点では、私のほうは認識の違いかもしれませんが、最終処分場についての話と、そういう質問でいただきましたので、それについてのコメントをさせていただきました。

その時点でまだ中間貯蔵施設が白浜町にどうのこうのという話は全くありませんし、今現在もございません。ですから、それについては、今後、そういった国や県から、あるいは事業者さんから話し合いの申し出があれば、当然、それは話をするのが、私は町としての立場だというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

あなたは、9月議会で、受け入れる考えはないと明言してあるじゃないですか。受け入れる考えはないというのに、何の話をするんですかと。事業者、関西電力さんと中間貯蔵について何の話をするんですか。こんなこと町民は意味がわからんですよ。受け入れる考えはないのだったら話は不必要やないの。話のテーブルについたら受け入れる条件が出てくる。こんなの必ず条件が出てきますよ。相手の土俵に乗ったらあかんでということは、9月議会で申し上げたでしょう。

中間貯蔵施設をつくるほうにとったら、電力会社にとったら、これは町長、物すごい、このあれは押したら何とかなるのと違うかと、こう考えるのが当たり前です。話もせん、私はこの件については話し合いには応じませんと意思表示をせなあかんのと違うんか。

この9月にもお伺いいたしましたが、中間貯蔵施設、最終処分場について受け入れる考えはない、考えておりませんということは、受け入れられないということですよ、こう答弁されたんです。しかし、町民の中に、どこからから圧力がかかれば、受け入れに変わっていくのではないかと不安を口にする町民もごさいます。

9月議会に続き、再度お伺いします。中間貯蔵施設、最終処分場は町民の不安を払拭するため、白浜町は受け入れをしないと、再度表明すべきではないんですか。明言を求めたいと思いますけども、いかがですか。両施設の受け入れはしないと。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

受け入れの考え方につきましては、9月議会で答弁しましたとおりでございます。現在受け入れに対する話がありませんので、お答えしにくいところでございますが、まず電力会社さん、あるいは国におきまして、責任を持って国民の理解を得て進めていく案件だというふうに考えておりますので、その話があつて初めて、我々はその内容を踏まえて上での最終的な判断といいますか答えになろうかというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町長、話があつてからやなしに、仮定の話といいますけど、来年中に候補地を示さなかったら、示すと、こう新聞報道にある。来年中ということはあと1年しかない。1年以内に、福井県知事と県外につくるといふ候補地を決めると、こういうお約束をされてあるみたいですが、町長、ここに去年の中ごろから、あけぼの団地に営業所もありますし、いろいろなわさが流れやる。新聞報道もありました。仮定の話とかそういうあれで話がないから、そういうことで町長、施設の受け入れをする考えはない、しかし話し合いはすると、こういうような相反するような矛盾してあるんですね。それで、この辺をもっとやっぱり整合性を持ってほしいです。答弁に整合性を持っていただきたいです。受け入れせんと言いながら話し合いをするという、ちょっとこれは理解に苦しみます。

先の9月議会で、中間貯蔵施設、最終処分場の話があつた場合、「それはお聞きするという

のは、これはもう当然のことだと思います」と答弁されました。今、町長はおっしゃった。これは議事録からそのまま引き出しているんですよ。答弁が矛盾しているのではと思います。受け入れる考えがないのであれば、何の話をするのか、理解できません。話を聞くことはテーブルにつくことになり、受け入れた場合の条件が出てきます。

中間貯蔵施設の設置については国も関与することだが、国と関西電力を相手に果たして話し合いをして、受け入れ拒否を貫くことができるのか、中間貯蔵施設、最終処分場については、受け入れる考えがないのであれば、話し合いをしないと明言したほうが町民にとっても理解しやすいと思います。

町長、何で、話し合いをしないと明言をできないんですか。受け入れはしないと明言しているんでしょう。話し合いもしないと、明言したほうが理路整然とするんじゃないですか。何でできないんですか。片一方で受け入れは考えていない、片一方で話し合いはすると、中間貯蔵は関西電力が出てきますよ。国も出てくると、関与すると。何でできないのよ。明言なぜできないのですか、話もしませんと。この件に関しては話はできないと、何で明言できないのか。それはどこからか何かあるんじゃないかと心配しとるのかな。何か最近付度という言葉もことはよう出てきましたけど、何でできないのですか。片一方はしませんというて、受け入れる考えはないですと、そしたら話し合いをする必要が、これが無駄になって時間の無駄や。何でできないのですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

何でできないのかと言われましても、私が先ほど申し上げましたように、まず、国からあるいは事業者さんから具体的な、今回は中間貯蔵についてのご質問だと思いますけれども、9月議会におきましては、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関して、国が科学的特性マップを公表したわけですね。それについて、和歌山県の我々の当地域もその中に入っていて適地と示されていたわけでございます。ですから、それを受けとめて、県知事もそうでしたし、私自身も私自身の考え方を表明したわけでございます。

ですから、その時点での回答は、今でもここにございますけれども、放射性廃棄物の特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律で定められてはおりますけれども、科学的特性マップの公表以降、当然このことにつきましてもコンタクトはございませんけれども、最終的に高レベル廃棄物最終処分場を受け入れることは考えておりませんというふうな答弁をさせていただいたわけでございます。

そして、まず中間貯蔵施設についてはまだ何も新聞報道では聞いておりますけれども、来年中に計画地点を示すというような報道もございましたけれども、この中に例えばじゃあどこが含まれるのかというのは全くわからないわけでございますし、そのことについても、今後、仮定やとかうわさの話の中で、白浜町として、今すぐ見解を述べるということは、私自身の言葉がまず表明できないというところがそこにございます。

ですから、今後、やはりこれは町民的な国民的な議論が必要だと思いますし、当然これはどこかに最終的につくらないといけないという施設でございますので、そこは町民のご理解、あるいは同意があってこそ進んでいくものだというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町長、9月にはですよ、マップをもとに質問したのは、最終処分場についてとそれで中間貯蔵施設も言うてるでしょう。中間貯蔵施設も受け入れる考えはないということ、町長は答弁されたのと違うんですか、してないですか。してないって、それは間違いないんですか。

○議 長

当局どうですか。確認できますか。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

中間貯蔵施設も受け入れる考えはない、最終処分場はもとより中間貯蔵施設についても受け入れる考えはないと、議事録にちょっとそういうふうに出てませんか。総務課長、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議事録につきましては、一応確認させていただいています。ただいま町長がお話ししましたように、丸本議員からは、最終処分場または中間貯蔵施設という言葉でのご質問であったかとは存じますが、町長からの答弁に関しましては、その中間貯蔵施設という言葉ではなくて、最終処分場に対する答弁がなされておる。この議事録は確認させていただきました。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、私が中間貯蔵施設と最終処分場の質問をしていると。町長は聞いてないと言うたのと違うんですか。私は2つの施設の質問をしたけども、総務課長の答弁でしたら、町長は最終処分場の答弁しかしてない、中間貯蔵の答弁はしてないと。あなたは聞いてないと今言うたんじゃないですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

丸本議員からは、核のごみの最終処分場と核の中間貯蔵施設の両方の話がないと理解してよろしいのかというふうなご質問でしたので、その時点で中間貯蔵施設に関することも含めて、町に対してコンタクトはありませんという話をさせていただきました。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、後ほどちょっとその辺をまた教えてもらいます。

次に、行きます。

白浜は、日本屈指の観光地であり、観光立町でございます。そんな白浜に原発から出る廃棄物の貯蔵施設を受け入れることがあれば、観光地のイメージダウンになり、集客力が下がってくるのが考えられます。核のごみと観光は両立できません。私はこう考えるものです。

町民もそう思っていると思います。

ここで町長、再度、再々度か、原発建設にかかわるあらゆる施設を受け入れないという話し合いに応じないという、この表明をしていただきたいんですけども、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほどの答弁と重複いたしますが、現在白浜町における原発関連施設の受け入れにつきまして、コンタクトや申し入れはございません。よって、私としましても、日本における使用済核燃料の現状については、どこかにつくっていかなければならないということは現実問題として認識をしております。

また、設置に関しましては、国や電力会社が責任を持って丁寧に時間をかけて、国民の理解を得た上で進めていくことが重要であると考えています。

いずれにしましても、この問題につきましては、大変大きな課題でございます。町政にかかわる大変重要な案件ということは認識をしております。十分承知をしております。

先ほど申し上げましたように、いずれにしましても、国のどこかに施設をつくらなければならないということは、これはもう現実問題としては事実だと思っておりますので、決して課題を先送りするのではなく、国民的議論になるよう、議論と理解を深めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

ちょっと確認しておきたいんですけども、最終処分場について、いわゆる受け入れる考えはないと、これは間違いないんですか。最終処分場ですよ。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほども申し上げましたように、最終処分場につきましては、ことし4月に国が科学的特性マップを公表しました。その中で、私どもの住んでおる白浜町もその中に含まれておりました。その結果、今現状はこの白浜町にとってこの施設が本当に適地かどうかということについて、私はそのときの受けとめを答弁させていただいたものでございますので、受け入れるつもりもないということは、明確に申し上げたつもりでございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

中間貯蔵施設について、受け入れる考えはないと、こういう理解でよろしいんですか。いや、確認しておかないと、聞いてないとか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

中間貯蔵施設については、何も白浜町が中間貯蔵施設の候補地だというふうなことを言わ

れておりません。ですから、何ら、何を1つの基準にしてこれを受け入れるとか受け入れないとかいうことは、今現在のところ何も情報がないわけですから、それについて今コメントすることはいかなものかなというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、中間貯蔵施設については、関西電力さんから何の話も、そういうのが来てない中でコメントできないと、白紙やということやね。最終処分場については受け入れする考えはないけれども中間貯蔵施設については話のない中でコメントできないと、こういう答弁でしたね。

それでまだ白紙やと、こういうことですね。それでそういうお話が来たら中間貯蔵施設について話し合いには応じると。話し合いには応じるけども、今のところ何の話もないから、コメントはできない、白紙やと、こういう理解でよろしいですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほど申しあげましたけれども、やはり計画する地点が、今どこになるか、全く来年中とはいいましても、それが白浜町が含まれるかどうかもわかりませんね。ですから、実際そのあたりのこともありますし、当然、今現在私どもは何のデータといいますか、情報が入ってありませんので、むしろ議員がおっしゃるということであれば、当然そういった中でお確かめただけならと思いますけれども、私どもは今現在、私も含めてですけれども、そういったコンタクトが、国あるいは事業者さんからの何ら話し合いに応じるようにというふうなコンタクトはございませんので、現在、白紙といいますか全く1つの答えを出せる状況にはないというふうに私は考えております。

ですから、もちろん話があれば、当然その時点で話を聞いていくことは、これはもう町としては当然の責任であろうと思っておりますので、その時点で最終的にそれ以降、判断していくことになろうかというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ちょっとくどいかもわかりませんが、最終処分場については、話があれば関西電力じゃなしに国から言うてくるように思うんですけども、これは話し合いに応じると。あればですよ。ここも適地の1つになってあるんだから、これについても話し合いに応じるとい、こういうことですか。中間貯蔵については話し合いに応じると。この9月は、最終処分場については、話し合いに応じる、応じない、その辺の確認をちょっとしときたいんですけども。

○議 長

すみません、丸本議員、最終処分場につきましては、先ほども町長答弁がありました。もうそれ以上聞き出すことにつきましては、あと見解の相違という形に判断になろうかと思っておりますので、明確に答弁されましたので、違う質問をお願いいたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

施設の受け入れについて、最終処分場について受け入れないという表明があったんですけども、中間貯蔵についてはちょっとコメントできんと。町長、これは町民の安心というんですか、これをするためには、9月にも言いましたけど、やっぱり話し合いに応じたら条件の話を必ず言うてくる。話し合いに応じんと何で言えんのか。話のない中コメントできんとというような話じゃなしに、9月で受け入れはできないという表明はしてあるんでしょう。何でできんのですかと。何で話し合いをせなあかん義務というのはどこにあるのか。話し合いをせなあかんという義務はどこにあるんですか。明言したらいいんやろうが。そのほうが町民は安心しますよ。できんのかやったらできんと言うてもろたらそれでいいんですよ。義務はあるのかと、話をせなあかんという義務はどこにあるんですかと。

答弁できなならもうよろしいですわ。それは答弁不能や。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

義務とかいうことは、私は別に考えておるわけではございませんし、当然、国や県やあるいは事業者さんから一定のお話がしたいということであれば、答えるのは当然、それは場を設定するといえますか協議に応じるのは当然のことやと、私は町としては思います。ですから、個人として、もちろんこれからいろんなことで、私は公人でございますので、町の立場を重んじた場合に、全く話にも応じないということは、これは決してあってはならないというふうに、私は思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

話し合いに応じるというのは、受け入れるという考えも一部にはあると、こう受け取られる。これは事業者はそう思いますよ。話し合いに応じてくれるのやと。あと国も肩入れをしてくれる、力を貸してくれると。新聞に出てあるんですから。そこで、はねつけるのにはよほど意思の強い人じゃなかったら、町民の賛同を得て、町長、やっぱり苦しいことになると思いますけども、そのぐらいの意思の強さがなかったら、話し合いに応じますが受け入れはしません、こんなのは誰も信用しませんよ、こういう話は。矛盾してある。

これで、最初の質問、原発から出る使用済核燃料中間貯蔵施設についての質問は終わります。

○議 長

以上で、1点目の原発から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設についての質問は終わりました。

次に、2点目の会館・集会所の消防設備の修繕についての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に会館、集会所の消防設備の修繕についてお伺いさせていただきます。

消防法では、自治会が管理する集会所や会館については、自治会自身が消防設備を定期的

に点検し、その結果を消防署に報告することになっています。しかし、実際はなかなかそこまで手が回ってこなかったというのが、実情ではないでしょうか。

そういう状況にあってか、最近、地域の自治会などが管理する集会所や会館などに消防署の調査が入っているようですが、調査対象はどのぐらいあって、これまでのところ何件で調査を実施したのか、ご答弁をお願いします。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま丸本議員より、会館、集会所における消防設備の修繕についてご質問をいただきました。

消防法により、各事業用建築物と同様に自治会が管理します会館、集会所につきましても、消防用設備等の点検を実施し、その結果を消防署に報告することが義務化されてございます。また、点検により判明した不良箇所については、修繕、交換などの対策が必要となってきます。

現在、自治会等が管理する会館、集会所につきましては、把握しておりますところで58カ所ございます。そのうち立入検査を実施して、既に実施されているものが42カ所、残りの会館、集会所につきましても、今後、実施していかれるというふうにお聞きしてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

立入検査が42カ所、調査対象が58カ所と答弁があったように思うんですけど、その調査結果から、それぞれの施設を改修するためにいくらかの費用がかかるのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

自治会の消防用設備の修繕費用につきましては、本年6月に開催されました白浜町自治連絡協議会の役員会の席上で、消防用設備の点検報告制度による立入調査で集会所の消防用設備について不良箇所があると指摘されたということでございまして、修繕費について何らかの補助を検討してほしいというふうなお話がございました。

要望を受けまして、自治会が管理します58カ所の会館、集会所について町のほうで調査をさせていただいたところ、現在把握しているところですので、確定的な数字ではございませんが、30カ所の会館、集会所において不良箇所が確認されたと、確認しているところとございまして、概算のそれぞれの会館からお聞きする見積もりベースの費用では、今のところ全体で60万円程度の修繕費が必要ではないかと見込んでございます。

しかし、現時点におきましても、会館、集会所の不良箇所の把握しているものが全てではございませんので、費用はもしかしたらこれ以上ふえていくということも考えられると、このように思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そうしますと、現在の地域振興補助金の当初予算が500万円だったかと思うんですけども、不足することになるのではないのでしょうか。この補助金は自治会の防犯灯の修繕など身近な事業に使われており、現状でも予算不足のため順番待ちもあるとお聞きしております。来年度は思い切った予算措置が求められるのではないのでしょうか。大体60万円ぐらいの費用がかかるというような答弁をいただいたんですけども、500万円の中で間に合うのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現在の調査の結果を踏まえまして、消防用設備につきましても、地域振興補助金を活用できるよう、要綱にごさいませんでしたので、要綱の改正、見直しを行ったところのごさいます。

地域振興補助金につきましては、議員もご承知のとおりなんですが、平成29年度の予算におきましては500万円、例年500万円を計上させていただいてございます。これにつきましては、地域の防犯灯、また、道路、用排水路の工事などに活用いただいて、本年度予算につきましても、例年同様ほぼ満額の執行が予定されており、もう大半が執行済みでございます。

議員のご指摘のとおり、不具合のある会館等が多数あるということで、今後も検査ができていない部分につきましては検査が入り、不良箇所があるのではないかという見込みのもとで、限られた予算でありますので、地域振興補助金の500万円では少し対応できないのではないかと考えてございます。予算査定の段階でございますので、明確なご答弁はできませんけども、増額というものを検討してまいりたいと考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今の総務課長の答弁でしたら、新年度において、増額の予算措置をされるような答弁をいただいたんですけども、それでも消防法等にふれる箇所が改善、改修できない場合、放置することがないように、新年度に足らなったら補正でも上げて対応していただくことをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、丸本君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 20 分 再開 10 時 30 分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

12番玉置君の一般質問を許可します。玉置君の質問は一問一答形式です。まず、町有地

の利活用についての質問を許可します。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。同僚議員の大きな質問でしたので、私の質問などは小さいものですから、的確なご判断をいただけるようによろしくお願ひ申し上げます。

まず、町有地の利活用についてということで質問したいと思います。

町は、一応たくさん土地を持っています。当然、水源地のような奥の山も持っていますけれども、そういうものは保全をしていかないかんというのは私もわかるのであります。町が土地を持っている、それもいい場所に結構持っておる。それを持っておるだけで何の活用もしないというのは、これはもう怠慢としか言えないなと私は常々思っておるわけです。当然、いろいろ規制のかかっている場所もありますから、それをどうこうというのはなかなか難しい。商業に生かしたりいろんなところにするというのはなかなか難しい問題ではあると思うんですけれども、これを磨いて、利用価値の高いものにして行って民間に利用していただくということが1つの町の使命だと思います。土地を持っているだけで何の活用もしない、これは本当に考えていただかないとだめだと思っています。

具体例を言うと、この前三段壁に、ある大手の料理兼宿泊施設の進出が見込まれました。県知事とその方が一応お話し合いをして、白浜町に温泉と景色、海が見えるところがありますか、有効地がありますかということで、白浜町も探したあげく、三段壁の一部の土地がそれに見合うだろうということで、対応したところが、向こう様の事情で進出できなくなったということでありました。

しかしながら、向こう様の要望は、海が見える場所がありますか、温泉の出る場所ですかと、こういうことが問い合わせとしてありました。これは1つの企業が来る、これはレストランとかホテルとかそういったものが対象になると思うんですけれども、それが1つの要件であると。景色がええか、温泉があるか、これがあれば、企業が進出してくる可能性があると思っています。

ところが、それをただ白浜町は持っているだけで、いわゆる整備、海が見えるようにしていない。お話をすると、三段壁から中浜へ向いてのあの道のラインから海を見たときに、海が見える場所はほんのちょっとしかない。山のまま放ってある。あれは国立公園だからいらえんと、こういうふうにするのだけれども、山のまま放ってある。その景色は海から見た景色を大事にしてるのか、陸から見た景色を大事にしているのか。これはどっちかというとなんかほとんど通ってませんよね。じゃあ陸から見た景色を大事にするように白浜町が整備をしていく。そしてそこに何かの企業が、どうぞこの景色を利用して来てくださいよといったような働きかけが大事なと、こういうふうにするんですが、話の本質はそこではなくて、今度フラワーラインができた横に白浜の町有地ができます。しかしながら、この土地は重たいものは建てられない。埋立地ですから重たいものは建てられない。けど一部は建てられるんですが、そういった規制、そして高さ制限がある。

そんな中で、私が1つ提案したいのは、早期の利活用において、あそこに常時の備蓄倉庫をつくる。そして、いざというときは備蓄倉庫になるんですが、普段は道の駅として商売に活用していく。駐車場ならば大して重くないから駐車場はたくさんとれるであろう。そして、

その横に、普段は農業ハウスとして農業ハウスを観光農園として設置する。それはいざというときには、住民が逃げてきたときに、もし真冬に、冬の期間に震災なり災害があれば、そこに逃げ込んでいただくというような、リバーシブル、普段はこうなんだけどもいざとなったときには活用できるというような考え方で、土地の利活用を図ってはいかががかなと、こういうふうに思うのですが、町長、どうお考えでしょうか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま玉置議員より、フラワーライン線の残土処理場の早期活用についてご質問をいただきました。

当該町有地は、高速道路から直結するフラワーライン線への玄関口となり、新空港建設時からの埋め立て構想が現実のものとなりました。

議員ご指摘のとおり、さまざまな利用が想定できる大変有効な土地であると考えております。しかしながら、仮置きしている残土を搬出し、整地していただくにも、もう少し時間がかかります。また、この土地の大半が埋め立てられていることから、今議員がご指摘のように、地盤沈下、これも必ず生じるものというふうに考えておりますので、経過を監視する必要もございます。

今後は、この町有地の利活用につきまして、民間に活用してもらうなどいろんな方策があるかと思っておりますので、議員のご意見も参考にさせていただき、幅広く町民の意見を聞きながら有効活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

1 2 番 玉置君（登壇）

○1 2 番

前向きなようなご答弁をいただきましたけども、白浜町にある大きな施設が、もう20年ぐらい前にできたのですが、そこは20年前の開発される前は山でした。何もない、1円もそこから利益を生まないところに開発されて、今売り上げが50億円以上あるというふうにお聞きをしております。これは、1つのマーケットをつくることによって消費を促したというふうには私は思っています。よその消費をとってきたという意味じゃなしに、新しい消費を取り込んだというふうに思っています。

だから、そういう消費地をつくる。たまたまつくるのではなしに、そこに農業を取り入れたような形の新しい形の消費を促すということを考えていただければ、今、白浜町に300万人来ている。この300万人の方に、例えばですけども、観光農園としていちご農園が観光農園として併設された場合に、300万人の方にイチゴを1個売っても300万個必要になるから、これは非常に売り先としては有望だな、農家の助けになるなというふうに考えています。

ですから、この開発は私は農業政策にも通じるものだというふうに思っています。ですので、今、町長はDMOに参加されておる皆様方のお知恵を借りて、どういうまちづくりがあるかということは今探っておられると思うんですけども、ひとつここを有効活用していただいて、新しいマーケット、白浜町でフルーツという切り口はございません。白浜町は魚と

かそういった切り口が一般的なんですけれども、以前、地産地消ということをやったときに、旅館等大手のところに地産地消を働きかけましたけれども、これが案外うまくいかなかった。でも、じゃあ来ている300万人のお客様に地産地消を直接働きかけるということが1つの農産品の売り先を確保する、消費を拡大していただくための方策だなというふうに思っているんです。だから、この土地を利用してそういった道の駅等、当然いざというときは備蓄倉庫ですよ。備蓄倉庫を建てるんですから、これはお国に対して補助金もいただかなあかん。しかし、普段はそこにマーケットが新しいフルーツという切り口のマーケットができる。

私は白浜町で300万人から500万人までというのは、非常に難しいと思ってます。500万人何で呼べんのなど、箱根なんかもっと呼んでるじゃないかと思っても、300万人以上のお客様を呼ぶというのはなかなか難しい。じゃあ300万人来ているお客様が1,000円使うところを1,200円、1,300円使っていただける方法を考えれば、大きな白浜町の収入につながっていく。全体の収入に。

そういうふうに思う中で、ぜひ新しいマーケットづくりにあの土地を利用させていただきたい。ぜひこのことをお考えいただくようにしまして、このフラワーライン線、残土処分場の早期活用についての質問は終わります。

○議 長

再度の答弁がございましたら。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今議員からご提案いただきましたような、例えば観光農園、道の駅、そういったもの。あるいは備蓄倉庫につましても、町の中にももちろんございますけれども、大きな備蓄倉庫というのはありませんので、今後有効につくれるのであれば、旧空港跡地の利活用なんかはまだまだ課題でございますけれども、そういったことも含めて、もちろん耕作放棄地ですとか遊休農地がふえとるんですけれども、その中でもまだお若い方々で農業をされたい、あるいはしたいというふうな動きも出てきております。これはフルーツに特化した形でちょっと出てきている動きもございますので、そういった方々にも、フラワーライン線あるいはその線上、旧空港跡地、あるいは今おっしゃっていただいた整地しているフラワーライン線の最終地点のところも候補地の1つになってきますので、その辺も議員とまたいろいろご指導をいただきながら、何が一番いいのかと、ベストな選択をしていきたいなと思っております。

あの有効土地は非常に財産であるし、当然大きなこれからの場所でもありますので、非常に有望な土地だというふうに私は思っております。

○議 長

以上で、1点目の町有地の利活用についての質問は終わりました。

次に、2点目の大学生ゼミ誘致についての質問を許可いたします。

12番 玉置君(登壇)

○12 番

今、白浜町ではIT企業が多く来ていただいて、田辺市のBig-UでもIT専門学校、ITの専門学校という取り組みで10人枠で、これは学校と言えないですけども、専門学校的な講師を呼んで、10人の枠で生徒を募集して、これは県がそういうことをやるらしい

です。IT教育を田辺のBig-Uで10人枠ですけれども教育をしていく、そういうものができる。そういう企業が既に白浜町に来ております。ある企業なんかは4兆円の売り上げがあるという大きな企業が来ています。

そういう中で、それに就職するといったらおかしいですけど、そのIT企業にIT関連の仕事に就くという中でITを勉強する。白浜にこれだけのたくさんのIT企業が来てるんですから、白浜で学ぶのが一番いいと私は思ってるんです。そして、IT企業においても、これは人材の確保、一部は学生から直接雇わないというふうな話も聞きましたけれども、ITも人材確保のために、多くの学生が、それも優秀な学生が白浜を訪れて、ゼミに参加をし、それを真横で企業がたくさんの学生を見ていたら、おお、この子はなかなか優秀だなと、将来雇えるなど、そういう市場が目の前にあるんです。企業にとっても私はこれは有利だと思うんですよ。来る学生たちも、白浜に行ったら企業がたくさんあって、企業を訪問して、企業の方々と知り合いになれば就職に有利だなと、こういうふうに考えるのではなかろうかという中で、ぜひそういったもののゼミを白浜でやっていただきたい。

それは何もITだけじゃないんです。京大の水産試験場に、ある教授のもとに、この前阪大の学生が15～16人ゼミに来ておりました。そしたらそのゼミの学生は白浜で泊まるんです。1日といいません、1週間近く泊まるんです。2～3日も泊まるんです。それは観光客ではないけれども、いわゆる白浜の宿泊施設に泊まるわけです。お金が落ちていくわけなんです、そういった産官学、せつかく産業が来ているんだから、そういったものをもっと多く取り込んでいくような施策は考えておられませんか。どうでしょうか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま、玉置議員から、大学生のゼミ誘致についてのご質問をいただきました。

白浜町では、昨年、大学との連携事業を進めるに当たりまして、桃山学院大学との間において連携協定の締結を行ったところでございます。また、今年12月でございますけれども、近畿大学との間におきまして、包括連携協定を締結する予定となっております。より一層大学との連携事業を進め、地域の活性化や人材育成など、双方にとって有益で継続性のある取り組みを推進していきたいと考えております。

また、議員ご指摘のゼミ誘致の取り組みにつきましては、大学との連携事業の一環として、現在積極的に取り組みを進めておるところでございます。

ことし8月に福祉フィールドワークを開催しまして、休耕農地を活用した農業体験やサービス利用者や福祉ボランティアとの交流、子どもの学習支援ボランティア活動などの取り組みを、社会学部、すなわち桃山学院大学の社会学部社会福祉学科の学生に参加していただいたところでございます。

また、9月には、インターンシップ、職業体験の取り組みを行っております。この桃山学院大学の学生を対象にしましたITオフィスの入居企業であります株式会社セールスフォース・ドットコムさん並びにNECソリューションイノベータ様におきましても、職業体験を実施いたしました。

これとは別に、連携協定を締結している大学ではございませんが、京都光華女子短期大学

のゼミを受け入れたところでございます。日置川地区の民泊体験やITオフィスの入居企業との意見交換を行ったところでございます。

現在、大学のゼミ誘致の取り組みにつきましては、桃山学院大学を中心にしたものとなっておりますが、今後はやはり連携協定を進める予定でございます近畿大学を初め、白浜町に研究所のある京都大学、あるいは和歌山大学など県内の大学、高校も視野に入れた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

桃山学院大学様といろいろ連携をとっているということで、総務で予算も確保しとらしいです。それをもっと現実的に考えておられるのであれば、どうか予算をもっとつけていただいて、実際にやっぱり補助金を出さなあきませんから、今のところは補助金を大学等に出していますから、そういった形で具体的に見えるように、予算をつけて、和歌山大学、京都大学、大阪大学、いろんなところに予算をつけて、まあ言うたら、白浜をもう少しセールスしていただきたい。

せっかく和歌山大学というのは観光学部もございますから、今、田辺湾をエコミュージアムにするのだというような動きがあります。田辺湾全体を、何とかミュージアムというんですから博物館か何かみたいな、そういうふうな構想だと思っただけなんですけれども、そういう構想の中で、カヌーで体験というようなコースがあるんです。実際に神島の周りをカヌーで体験させるというコースがあるんですけれども、これにも、民間の一部のお客様に宣伝するんですけれども、そういうこともとらまえて、和歌山大学の観光学部にいろいろ来てもらって、学生たちに来てもらって、現地でいろんな学生として観光の取り組みというような、そういう感じで進めていただければかなと、これは個人的に思っているんですけれども、どうかその予算づけを、いいと思うのなら、早期に予算をつけていただいて、もっと多くの学生を白浜町に誘致していただくようなお考えはございませんか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

現在ももちろん連携をしております大学との予算はまだまだわずかでございますけれども、つけておりますので、今後、近畿大学さんとの連携も始まれば、そこにも当然のことながら予算化をしていきたいというふうに思っておりますし、具体的にこれから幾らつけるかというのは、今はまだこれからの話になりますけれども、やはり具体的に金額を決めて、そしてその中でできる範囲で、交流を深めていきたいというふうに思っております。連携を強化していきたいというふうに思っております。

大学といいましてもいろいろございますので、そのあたりは中身をやはりどういうふうにして分けていくのか、どういう分野で連携ができるのか、協定ができるのかということもまず頭に入れながら、営業をかけていきたいというふうに思っております。ご存じかと思いますが、今は紀南地域でも、各市町が頑張っていて、それぞれのいろんなところで、例えばすさみ町さんの場合で言いますと、摂南大学さんとの交流を深めております。そういう中で、若者がすさみ町にも行くと。いずれは定住してもらおうというふうなことも視野に入れております

ので、白浜町としましても、当然、今までの関西方面からの大学との付き合いというのはありますけれども、観光でも来ていただいている中で、やはりいずれはそういう交流が深まることによって、観光のみならず定住人口がふえていくような、若者にここに住んでもらえるような施策も重要になってくるだろうというふうに思っております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

今白浜町ではスポーツ合宿に対して非常に力を入れております。それで、スポーツ合宿に来てくれる学校に対して少し助成金なりいろんな補助金的なものを出すということで、去年予算化されましたね。それは今活用していただいているところですが、それによって、やはりスポーツ合宿に来る人数がふえたというふうには聞いておるんですけれども、そういう取り組みのように、学生の学習ゼミであっても、そういう取り組みをお願いできんかなというふうに思っておるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

やはり学生さんの、あるいは大学との連携を深めるに当たって、予算化はもちろん必要でございますので、予算に基づいて当然どういった連携ができるのかということこれから精査して、検証しながら頑張っつけていきたいというふうに思っておりますし、当然今現在ある大学だけじゃなくて、プラスアルファの場合、スポーツ合宿、スポーツ大会を誘致するためには、どういうふうなところにこれからアプローチをしていけばいいのかということも同時に考えていかなければならないと思います。そこは白浜町は非常に恵まれた観光資源がございますし、当然IT企業が今集積していただいておりますので、そこの連携を深めて、やはり若者も訪れていただけるような、そして、先ほど申し上げたように、いずれは移住してもらえようような施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

そういうふうに積極的にやっていただけたら、本当にありがたいですね。私は調べてみましたら平成23年度、もっと昔からスポーツ合宿のことをやいやい言うておるんです。以前駅周辺の埋め立てで、フラワー、紀勢道の残土を使って埋め立てどうやこうやというのは、これはうまいこといきませんでしたけれども、スポーツ公園をつくって、そこにスポーツ合宿を誘致するというようなことで、大分言うたことがあるんですけど、これはなかなかうまいこといきませんでした。今現在は、サッカーというたら上富田町さんの施設を使ったり、野球というても上富田町さんには立派な施設がある。それを使わせていただいているという状況らしいです。ですからちょっと肩身が狭いんですけれども、スポーツ合宿、それをその地域の他地域の施設を使ってそれを誘致促進というのはちょっとつらいところもあるんですけれども、やはりスポーツ合宿、これは今後もっと伸びていくのではないかなというふうに思います。

それと、学生の学習ゼミ、こういうことについても光を当てていただいて、やはり予算化

していただかなんたら、ちょっとなかなか前へ進みませんので、そのあたりを考えていただくように。そういうふうな質問といたします。

予算化については、どうでしょうか。町長、もっと積極的に取り組んでいただけるのでしょうか。どうなのでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

現在大学との連携事業は、取り組みをスタートさせたばかりでございますので、ゼミの誘致につきましても基本的には連携事業の一環として進めてまいりましたけれども、ゼミの誘致に対するものだけの予算を確保しまして、誘致活動を推進するというのは、現段階ではまだ先のことだと思いますし、現在は考えておりませんが、大学連携事業全般に対するものにつきましては、必要な予算を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

1 2 番 玉置君（登壇）

○1 2 番

それで結構です。

それでは、次の質問に移りたいんですが。

○議 長

以上で、2点目の大学生ゼミの誘致についての質問は終わりました。次に、3点目の学童保育についての質問を許可いたします。

1 2 番 玉置君（登壇）

○1 2 番

今学童保育の需要というんですか、そういうものが非常に多くて、白浜第一小学校も今は学童保育を建ててるんですね。西富田小学校も建てました。今はかなり子どもたちをお預かりしておるといような状況ですね。だから白浜町においては非常にそういう需要が多くて、施設を充実してきました。西富田小学校においても、第一小学校においても、新しい大きな建物ができて、子どもたちをお預かりしておるところであります。

しかしながら、これは単に預かっているだけ、勉強しているのを横で見守りしているだけ、こういうことはもったいない。子どもたちが物すごい集まっているのに、その子どもたちに対して教育をするのではなしに見守りしているだけ。これは非常にもったいない。

それで、先ほどの配られた監査報告を読んでおると、これはもう学童保育についての項目がありまして、児童の健全育成を目的とすると、書いてある。健全育成ですよ。ただ管理しとるだけじゃないんです。健全育成。じゃあ健全育成しようと思うたらものを教えなあかんのと違いますか。その辺、町長、どうですか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

ただいま玉置議員より学童保育についてご質問をいただきました。

放課後児童健全育成事業である学童保育は、厚生労働省が所管する事業でございます、

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づきまして、保護者が就労、病気その他の理由により、放課後、家庭において保育をすることができない児童に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に実施するものでございます。

白浜町では、町直営として白浜学童保育所、ガンバクラブ、富田学童保育所の3カ所と、委託事業としまして、西富田学童保育所、これを合わせて4カ所を開設しております。平成27年3月に策定した白浜町子ども・子育て支援事業計画に基づき、施設の整備や対象児童の受け入れの拡充等、事業の充実に取り組んできたところでございます。

今後も引き続き、事業のめざすところである遊びを中心とした活動を通じて、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを支援し、放課後児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供することはもちろんのこと、議員よりご提言いただきましたような地域との交流等の機会の中でいろいろな事業を取り入れることによって、より充実した放課後を子どもたちが過ごせるような取り組みについて、今後も研究してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

私事で悪いんですけども、私も母子家庭でして、小学校へ入ったときは母親一人だったので、大変よく働く方で本当に一日中働いておったので、僕は余り普段でも顔を見たことがなかった覚えがあります。子どものことを構うてられへんぐらいの状況やって、横の家の方は、遊んでると夕方になったらお母さんが迎えに来て、その後私1人でその辺で遊ぶんです。もちろん教育についても非常に熱心な家庭だったように思っています。

だからというわけではない、自分の能力のことを棚に上げて言うのは申しわけないんですけども、やはりそういった方が塾に行っておって、その差がでてくるんです。塾に行っているのに行っていない子、私は行っていないほうの子でしたけども、行っている子と行っていない子の差ができてくる。私のところはもちろん貧乏だったこともありますが、貧困によって教育の機会が均等でなくなるというのは、本当に私はつらいんです。どんなに貧困な家庭でも、どんな忙しくて会えない家庭でも、同じように子どもたちには同じような教育を与えてやりたい。これを私は常々思っております。白浜で育った子がよそに行つてよその子に負けないような、こんな教育を白浜がしていただきたい。そういうふうに思っているんです。

そのときに、学童において、あれだけ預かっておるのであれば、そういう教育の機会というものをその中で、できる範囲ではいいんですけども、とりあえず教育の機会を考えてやっていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。法律でできないんですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

先ほども申し上げましたように、一番の趣旨というのは、適切な遊び場であるとか、子どもが安心して過ごせる生活の場、それから見守り、危険を回避する場の確保ということが、一番の主の目的になっておるところです。ただ委員のおっしゃられるように、遊びという形の中で、例えば英語とかプログラミングとか、自然にふれ合うとかなじむような機会を設けることが可能であれば、それはまたそれでよいことかなというふうに思っております。

いうことは考えていきたいと思っています。

ただ教育の差とかそういうことを埋める趣旨でもともとが使われる場ではないので、それはまた学校教育なりいろんな場で考えていくべきことかなというふうには思っています。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

そうですね。学校教育の中でそれは当然取り入れていただいたらと思いますが、今、先ほどITの話をしましたけれども、その企業が子どもたちにこういった移動できるコンピュータ、パソコン、それを貸し出ししてくれて、コンピュータの教えてくれるというこういう機会を何回か持っていただきました。もちろん無償ですね。

そやけど、それを何回もなかなかできないというのは、相手様も企業ですから、そうなかなかいかないと思うんですけども、今後、AI、人工知能等が普及してきますと、人間の仕事というのがいろいろと制限されてくるように、私は考えているんです。ですので、そういった学童の中に、そういう地域の方が勉強ではなしにそういったものにふれさせてもらえるというようなプログラムづくりとか、例えば学童へ来ている子どもの中に地域の老人、老人というたら怒られますね、高齢者の方で将棋を教えられるような方が将棋を子どもたちに教えてやるとか、絵。習字を教えると今度は習字をやりよる人の職業を侵すことになってしまいますけれども、そういったところの、特にITでやってほしいんですけど、そういうのに特化していろんなプログラムを立てていただいて、学童の中で、やりたい子がおったらやらせてもらえるというような形はつくれんものかなというふうに思うんですけども、これは別に先生を雇うてどうやというのじゃないんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

そういうふうな申し出をいただいてやっていただくというのは、機会があるというのは非常によいことかなというふうに思います。ただもちろん安全・安心ということもありますので、もちろんどういう方か、地元の方であるとかよく知っている方であって、誰もかれもが入っていただくというわけにはなかなかいかないと思うので、相手のこともわかっている方について、そういうふうな知識があって、そういうふうなボランティアをしていただける方があれば今の施設との兼ね合いの中で、どういうふうなことの対応ができるのかということもあわせて、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

これは、本当に町長にお聞きしたいような感じもするんですけども、今白浜町ではALT、英語を教える外国の先生を雇っていただいて、それによって英語を教えていただいているという中で、こういうIT専門の方を雇っていただく。そして小学校においてはそれを勉強する時間があるのかどうか知りませんが、その時間だけ行ってあとは学童保育のところにもそのような方が行って、そういうところのITのものに学童の子どもたちにふれさせていただく。それはそういうことは考えませんか。

○議 長

ただいまの質問は、答弁者は町長よりも教育長がふさわしいと思いますので、教育長、何かございましたら。

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

玉置議員のおっしゃっていることはよく理解できます。ITの話が出たんですけれども、まず私どもは、来年度から小学校でいろいろプログラミング等々のITを導入していく、そういうところに力点を入れていきたいと考えております。あとやっぱり予算、費用のかかることですので、今こうする、どうするということにつきましては答えづらいなというふうには考えておりますけれども、ご提案についてはまたいろいろと考えさせていただければなというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、玉置議員からITの専門家等がこういった学童保育所で教えられないかと、あるいはいろんなことで交流ができないかというふうなお話だと思いますけれども、基本的にはこれは町というのはどうしても立場と申しますか、よく公平公正ということはどうしても考えます。これは当然のことですけれども、その中で学童保育所というのは、ご存じのとおり公設でございますので、やはり公平性を保つための学童保育でなければいけないというふうに思っております。

ですから、町内には今4カ所ございますので、その4カ所に対して公平にそういった形で導入ができるのかということも、もちろん考えなければいけませんし、当然のことながら費用の問題、それからどこまでやってもらえるのかということも、当然でございます。

学童保育所というのはご存じのように営利を目的としたものではないんですね。ですから選べないということもございまして。やはり校区が決まっておりますし、その中で、本当に保護者の方が、いろんな事情で保育ができない、放課後保育ができないという方に対しての我々は学童保育所を設けて支援をしていくというふうな、子育て世代への支援の一環でございます。そのあたりは、今後、ALTのお話がありましたけど、またそことも全く相容れないものじゃないと思いますが、やはりALTは今2名雇用しておりますし、当然、小学校、中学校でそれぞれの日置と白浜地区で頑張っていただいております。その方々を例えばALTを学童保育所にというのはなかなか難しいなというふうに思っております。

当然、今はIT企業に進出していただいているので、専門家の方々は小学校とか中学校の学校現場でやはりITのプログラミング学習とか白浜中学校なんかでは一部始まっておりますし、ほかの小学校でも徐々に導入しておりますけれども、そういう中での公平な立場での教育を実施していくというのが我々のこれは目的だと、責務だと思っております。

学童保育所でどういったことができるのかということ、皆様方と一緒に町民の皆さんといろいろと協議をしながら考えてまいりたいと思いますけれども、今すぐ実施するとなるとやはりいろんな困難な要素があるというふうには思っているところでございます。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

しつこいようなんですけれども、私はITのことなんて全然わからないんですけども、子どもたちに教えるというよりもそれを啓発する、まず体験させるというか、その後で子どもたちがそれ以上のものを知りたい、それ以上の教育を受けたいというのであれば特別考えていって。そんな子ばかりじゃないでしょうけど、そうやけど新しい教育を受けたいのだということになれば、そういう子どもたちに町は力を入れてやって、やりたいものをやりなさいよと言える。

しかし、その一番最初の段階で啓発をする。それだったらできるんじゃないですか。例えば学童保育の中でこういうものがあるのだ、ああいうものがあるのだという啓発を子どもたちにしてやる。そこでずっと教えるということではなしに、それ以上に自分が学びたいのだといった子どもに対して、それは今度はいろんな手助けは白浜町がしてやらなあかんかもしれないけれども、まずそういった学童保育で教育に今後の世の中はこういう形になるだろう。我々はそれはある程度わかりますけど、子どもたちには全くわからないけれども、今後の社会に対応できるように子どもたちを啓発してやっていくという方向づけというのは、我々の役目じゃないでしょうか。町長はいかが思われますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

啓発ということは、確かに重要だと思いますけれども、学童保育の現場で保育所の中でやることよりも、むしろ私は学校の現場で教育現場である学校の中でやるべきだというふうに思っておりますし、当然それは今のプログラムの中でカリキュラムの中でやっていっておりますし、当然今現状で、もちろん全てできているかといえばそうではないかもしれませんが、まずは学童保育所のあり方を、また今後、こういったご提案といいますか進言をいただきましたので、これをやはりもう一度考えながら検討してまいりたいというふうに思います。

ですから、今までの固定概念といいますか既成概念にこだわらずに、せつかく4カ所あって新しいのができますので、そのあたりは前向きに、ぜひ皆さんと一緒に議論して、よりよい学童保育所をつくり上げていきたいと。これは支援員の方の努力も必要だと思いますけれども、学童保育に関しては放課後児童支援員というのがいますので、子育て支援員みたいな感じなんですけれども、支援員の方々の力量にもかかってくると思いますので、その辺はうまく協議しながら進めていけたらというふうに思います。

○議 長

所管の教育長としては、何かご答弁はございますか。

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

今町長が言われたとおり、私も同感に考えております。ITにつきましては、まずは小学校段階からいろんな形でどの子にも平等に普及をしていくという、そこが肝心かなというふうには考えております。また、学童保育につきましても、いろんな場、子どもの人数、そしてそれを例えば指導する者等々、今後それについては検討していかなくてはなりませんし、いろんなことができるのかなというふうなことも考えられますけれども、今後、やはり検討

して1つの課題としていきたいというように考えております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

学童保育に来られている子どもたちの状況というのは、いろいろあると思うんです。ひとり親で、帰っても誰もおらんねよ、おじいちゃんもおばあちゃんもおらんねよと。それとかご夫婦で働かれて、帰って誰もおらんから学童保育で預かってほしいのやと、こういう事情はさまざまでしょうけれども、学童保育に行っている期間に親とかそういったものとのふれ合いの時間が少ないわけです。そして、将来に対してどういう子どもに育ててほしい、そういったことの特に親とのかかわり合いの時間が少なくなっているんです。ですから、その中で子どもたちが勝手に遊んで勝手に育てというのではなしに、今後のこういう世の中になっていく、こういう形になっていく中で、子どもたちに対して1つの方向性を、いつも方向性をその子どもたちに大人の目からみて方向性を出してやっていただきたい。子どもたちに学童保育に来て、時間があるさかいにお前ら勝手に遊び、勝手に育て、勝手に勉強して勝手にしなさい。そうではなしに、もっと子どもたちにかかわりを持てるような、学童保育に来ていた時間は何時間もありますよ。その間に子どもたちにかかわり合いを持つ、そのかかわり合いの持ち方を検討してやってほしいと、こういうふうに思うんです。

人生の先輩って、僕らの小さいときでもそこそこになったときにでも、そのときにやっぱり人生の先輩というかそういったものがそういう人間的なかかわり合いの中でおったです。そういう形を、ぜひ町のほうからも、町のほうでも十分な時間があるのだから、そこに子どもたちとかかわり合いを持つような、子どもたちに指導してやっていけるような1つのプログラムを考え、実際に実行していただきたい。こういう気持ちから学童について私はいつも言っているんです。

この辺をひとつ考慮していただいて、今後の学童保育の運営に努めていただきたい。

以上で、終わります。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時25分 再開 13時00分）

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長から報告を願います。

2番 議会運営委員長 西尾君（登壇）

○2 番

報告を行います。

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、9番 長野議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思っております。

なお、明日の開会時間は午前9時30分ですので、よろしく申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

13番楠本君の一般質問を許可します。楠本君の質問は総括質問形式です。旧空港跡地利用と現空港の民営化について、森林・林業政策についての質問を許可します。

13番 楠本君（登壇）

○13 番

通告順に従いまして、一般質問を行いたいと存じます。既に原稿は当局に届けておりますので、総括ということで何点か簡潔明瞭にお答え願いたいというふうに思います。

質問に入る前に、井澗町長の町政報告会が、11月13日の白浜町総合体育館を皮切りに11月17日に日置川拠点公民館、11月30日に富田農業研修会館で開催されました。町民の皆さんがどういうお考えを持たれているのか、関心がありましたので、3カ所とも参加させてもらいました。この件について町長は、成果についてどうお考えになっているのか、まず最初にコメントがあればお聞きしたいというふうに思います。

議長、ちょっと歯の調子が悪いので聞きづらいと思いますけれども、ちょっとお許し願いたいと思います。

また、知事の行政報告会が11月29日、マリオットホテルでありました。旧空港跡地の利用、南紀白浜空港の民営化について、地方紙でも取り上げられておりますけれども、この件について何か私なりに一言、知事からどういう説明があるのかなということのを少々考えていたところですが、アウトレットの話がありましたけれども、この話はございませんでした。皆さんもご存じのように、旧空港跡地は、木村知事当時、工科大学の話が頓挫して以来、跡地利用についてはおのおのの議員から質問があったところですが、現在、県当局との話し合いやレクチャーはないのか、また、県が3分の2の所有でございます。そういう意味においても、白浜町の立ち位置だとか、物を申すことはちょっとできにくい部分もあると思うのだけど、やはり近隣市町村との連携も大切だと思いますし、まず旧空港跡地は町民、さらには紀南の核となっているところから関心が深いところでございます。

それと、旧空港跡地の利用については、被災後の復興計画を市町村に求められておりました、この間の地方紙においても町長のコメントは、何とか頑張りたいとしながらも、地震が起こる前に何かできないか、まず優先して考えなければいけないと発言されております。それでは、何を優先課題として押さえているのかお伺いしたいと思います。

次に、3点目は、先ほども述べましたように、やはり南紀白浜空港は近隣市町村との連携が最も大切でございますし、今の会社にも、各市町村からそれなりの支援金が出ているというふうに思います。そうした意味において、やはりこの空港跡地については、復興計画の拠点とすべく、県に対しても色々な県との話し合いの覚書みたいなものはあるらしいですけれども、これについて県に対しての要望はどのようになされているのかについてお伺いしたいと思います。

それと、次には県への民営化の質問に対することでございます。南紀白浜空港の運営に民間の活力を入れる、県が12月14日の運営業者の公募説明会の中でも、県外を含む23社から34人の方が参加し、募集要項を聞き、施設見学をしたと報じられております。冒頭、県の課長より、地域経済の活性化を県と一緒にしていただける事業者を募っており、独創的

な提案をお願いしたいと挨拶があったと聞きます。

そこで、何点かお伺いしたいと思います。

1点目は、白浜町の立ち位置は、県が取り組まれていることで、この件に関して、もちろん基本的にかかわっていく立場ではないと思うんですけども、そういうレクチャーとかオブザーバーとしての参加はなかったのか、お伺いしたいと思います。

2点目は、現在第三セクターで運営しているけれども、年間3億円の赤字と聞いております。これは前から県としても、民営化については喫緊の課題であると言われておりました。白浜町としても近隣市町村としても近隣の住民の間でも関心事であります。事業開始予定は2019年の4月と聞いておりますけれども、白浜町として旧空港跡地の利用を含めた意見や要望を意見具申したことがあるのか、お伺いしたいと思います。

空港関係については、それだけでございます。

森林林業政策の中で、まず最初に総括的に質問をしまして、3点についてお伺いしたいと思います。

新聞紙上でも、多くの皆さんがご存じだと思いますけれども、木材価格の極端な長期低迷が続く中、山林経営意欲が低下して、相続問題や山の境界、所有者不明の山林が増加するなど、森林が持つ本来の多面的機能が困難な状況になっております。森林は木材を生産する、いわゆる経営林としての機能だけでなく、地球温暖化の防止や土地災害の防止など、環境林としての機能を発揮させるためには、適正な管理が求められているところであります。

白浜町では、いち早く富田川の水系を守る水源の森を中辺路町の福定ともう1カ所の自然林を、植林しないいわゆる自然林のままで置くところと購入した経緯があります。そこで、1つは富田共有財産の管理と水源の森の管理についてお伺いしたいと思います。

1点目は、富田共有財産の管理状況。議会からも出ておりますし、議会推薦の委員も出ております。富田共有財産の植林部分の管理状況については、林齢にもよるが、切捨間伐、搬出間伐はされているのか、伺いたいと思います。組合直営植林は別として、いわゆる地上権の設定者の41件については、ほとんど手入れがされていないというふうに思うんですが、私も実際現地も見てきましたけども、補助林齢の物件はないのか。いわゆる間伐補助、切捨間伐は経費が要りませんけれども、そういう林齢、樹木の年数がたっている物件はないのか。

2つ目は、水源の森の植林地部分についてお伺いしたいと思います。これは森林公団が植栽し、我々が水源の森を購入したときにも相当な林齢になっておりました。これらの物件は林齢の把握や手入れ、間伐は行うのか、聞きたいと思うんです。というのも、ここは自然林のままの部分と植栽した部分、森林公団が植栽した部分ですけども、かなりあります。そうした広大な山ではありますが、相当森林公団、中辺路町森林組合も手入れされているとは聞くんですけども、ここはマツタケの宝庫でございまして、相当とれると中辺路町の方々からも聞きます。広く町民に開放してもらってもいいのやないかと、こういう親しみを持ってもらうための水源の森があるという町民に対するアピールも大事ではないかと、こういうように思います。

3点目です。森林環境税、きょうのお昼のテレビでも言うておりましたけれども、我々議会も全会一致とはいきませんでしたけれども、意見書を可決したところです。全国の森林の荒廃に多くの自治体が頭を痛めておまして、政府の新税に先行して2019年より地方に数百億円を配分すると聞きます。知事の行政報告の中でも森林、林業の再生がうたわれてお

り、紀の国の木の再生と林業労働者の育成にも力を入れてほしいところでもあります。それから、森林バンクの制度が2019年より始まりますので、森林環境税の一部が充当される模様ですから、今から計画性をもってやっていくべきだというふうに思いますが、ご見解を賜りたいというふうに思います。

これで、私の第1回目の質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

○議 長

13番楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員からご質問をいただきました。

まず町政報告会の成果についてでございますが、昨年を引き続きの取り組みとして、町の取り組んでいる施策をご理解いただくとともに、町民の皆様と直接お話しする機会を広げることを目的として、白浜地域、日置川地域、富田地域の3カ所で開催させていただいたところです。今回のテーマとしては、昨年の反省点も踏まえ、今年度取り組みを進めている身近な事業を中心とすることで、町民の皆様にとってはよりなじみのある親しみのあるものだったのではないかと感じているところです。

ただ、参加者は、昨年より少し減っています。また、限られた時間での意見交換でもありましたので、全ての皆様からご質問を受けられなかったこともあり、今後の課題として、開催方法や周知方法についても検討していく必要があると考えています。

このように町民の皆様と直接意見交換できる場は非常に重要であると考えており、引き続き実施してまいりたいと考えています。

今後は、もっとより親しみやすく、活発な意見交換ができる町政報告会にしていきたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、まず1点目の、旧空港跡地利用につきましては、現在県との間で具体的な利用方法などについて協議している事案はございません。また、県有地は全体の旧空港跡地の6割ございますが、そのことにより、町が跡地利用を提案できないというものではございません。ただ同じ敷地内であり、やはり県有地、町有地を一体とした利用方法を模索していく必要がありますので、県の意向というのは重要になると考えています。旧空港跡地につきましては、広域防災拠点の位置づけもあり、また、各種団体のイベントや臨時駐車場など、年間を通じて暫定的に利用しており、県内唯一の空港を有する町としてどのように跡地を活用するのか、具体的な活用方法を検討しなければならないと考えています。また、利活用の案件によっては議員ご指摘の近隣市町との連携も非常に重要になってくると考えているところでもあります。

続きまして、平成29年11月29日の紀伊民報の掲載記事をごらんになってのご質問だと思いますが、私の、地震が起こる前に何かできないか、まず優先して考えないといけない。何とか頑張りたいという発言につきましては、町民の、まずは特に防災、減災対策ということで、津波避難困難地域の17カ所についての取りまとめをまず優先的にやっていかなければならないということと、復興計画の事前作成についても頑張って作成してまいりたいと申し上げたところでございます。

次に、災害時における空港の防災基地と指定し、復興計画の拠点としての活用についての

ご質問をいただきました。旧南紀白浜空港跡地につきましては、平成21年に大規模災害発生時等における広域防災拠点に関する覚書によりまして、和歌山県の広域防災拠点として位置づけられております。県による基本計画、受援計画が策定されており、応援要員の一次集結、ベースキャンプ、ヘリポート、災害医療活動の支援機能について、その運用方法の整備も進められているところであります。また、南紀白浜空港につきましては、広域医療搬送拠点として、広域搬送拠点、臨時医療施設の設置や災害派遣医療チームの展開が計画されております。町といたしましても、地元自治体として広域防災拠点、広域医療搬送拠点の円滑な運営に協力していく所存であります。

次に、和歌山県が実施しました南紀白浜空港の民営化説明会に対する白浜町の今後の見直しと対応についてですが、県におきましては、民間活力を導入した航空ネットワークの拡充に伴う南紀白浜空港への誘客による地域経済の活性化、空港利用者へのサービス向上及び空港運営の効率化を図るために、南紀白浜空港を運営する事業者の公募を開始するための事業者説明会を開催されたところであります。

また、今回の説明会においては、滑走路等の空港基本施設と空港ビルを対象施設とし、機動的かつ効率的な上下一体運営を目指して、運営権の取得、指定管理者制度などの手法を自由に提案できるようになっているところであります。

まず1点目のオブザーバーとしての参加をしなかったということではありますが、オブザーバーとして参加はしてございませんが、今回、南紀白浜空港の民営化について県が取り組みを進めるに当たり、当初より協議を行ってまいりました。空港の民営化につきましては、今後の空港存続ということにかかわる大きな問題でもありますので、将来的なリスクへの対応など、意見を申し上げてきたところでございます。

次に、2点目の旧空港跡地の利用も含めた要望や意見具申はできないのかということですが、もとより現空港の民営化について協議してまいりましたので、現段階で旧空港跡地の利用を含めたものとするのは困難と考えております。旧空港跡地の利用につきましては、別途協議してまいりたいと考えています。

富田共有財産の植林地部分の管理については後ほど総務課長から答弁させますが、私のほうからは、白浜町水源の森についてのご質問についてご答弁させていただきます。

白浜町水源の森についてでございますが、将来にわたりまして、豊富な水、安全で良質な飲料水を確保するため、恒久的な水源の保全対策として、平成10年度と15年度に富田川水源流域の山林、面積にして合計約165ヘクタールを白浜町水源の森として購入しています。

水源の森は保安林に指定されており、議員ご指摘のとおり、当時の森林開発公団が行った植林地部分につきましては、白浜町、中辺路町森林組合並びに現在の国立研究開発法人森林研究・整備機構との間で分収造林契約を締結し、水源涵養林としての造林事業を行っており、現在、林齢はおよそ50年となっています。

白浜町の所有となつてからこれまで3回の間伐を、いずれも搬出間伐で実施しています。手入れや管理については、先ほど申し上げた分収造林契約に基づき、中辺路町森林組合において定期的な巡回により、山林の状況把握をしています。

また、必要に応じて、中辺路町森林組合と森林整備・研究機構が間伐等の協議を行い、白浜町に提案をいただく仕組みとなっております。

なお、町といたしましても、白浜町所有の水源の森であることを知らせる看板や、草木の採取を禁止する看板を設置するなどして、管理に努めているところでございます。

そのほか、自然林の部分につきましては、林齢がおよそ14年から17年となっています。

これらの自然林につきましても、水源涵養という目的のほか、生物多様性の保全や地球温暖化の防止など、多面的な貢献ができるよう、その機能を損ねることなく自然のままの管理を継続しているところでございます。

マツタケ狩りなど水源の森を開放することにつきましては、保安林指定によるさまざまな制限や先ほど申し上げました多面的な貢献という観点、また、開放に伴う事故なども危惧されますので、考えておりません。

今後も水源涵養林として多面的な貢献に資するよう、適正な管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、森林環境税の創設に伴う新たな森林管理システム、「森林バンク制度」への対応に向けてご提言をいただきました。

森林環境税につきましては、現在、市町村の森林整備の財源に充てる新税として、税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱を踏まえ、その創設に向けて検討されているところでございます。

議員のご質問にあるように、森林バンクは森林環境税の使途の一部であり、新たな森林管理システムとして導入されるもので、市町村がみずからの事務として所有者からの委託を受けて間伐等を行うことが予定されてございます。市町村によるこれまでの森林整備への取り組みは、団体によって千差万別でございましたが、この新たなシステム下において、全国的な森林整備を着実に進めるためには、林野庁及び都道府県による助言、指導を得ながら、各市町村が強い当事者意識を持ち、新たな業務に取り組んでいく必要があると認識してございます。

しかしながら、全国都道府県における森林・林業担当職員が8,700人程度いるのに対して、市町村における担当職員は3,000人程度しかおらず、専ら林務を担当する職員がない、または1人程度の市町村が全体の3分の2を占めるなど、森林関連施策を展開するための体制が十分でないという市町村が多いというのが現状であります。当町も例外ではございません。

新たな森林管理システムを契機として、市町村が森林整備等について新たな役割を担うためには、市町村内部における体制を充実させるとともに、地域の実情に応じて外部人材の活用や市町村間での連携、都道府県によるサポートを受けること等を組み合わせて実施することにより、市町村の事業実施体制を充実確保することが必須でございます。

ただ、森林環境税の創設に向けては、国においてもいまだ検討中の事項が多いことから、今後も国や県、他の市町村の動向にも注視しながら、しかるべき体制で計画性を持って進める必要があると考えてございます。議員におかれましても、引き続きご指導いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

答弁漏れはございませんか。

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番 外（総務課長）

私のほうからは、富田共有財産組合の部分についてご答弁をさせていただきます。

富田共有財産組合が所有します森林の管理状況についてのご質問をいただいたところでございます。

富田共有財産組合は議員もご存じのとおり、白浜町、中区、栄区、一般社団法人日神会が共同で所有する財産を管理するために組織している団体でございますが、当組合が所有する植林に関しましては、前回は平成6年度に間伐しておりまして、それから20年程度が経過しましたことから、平成27年度にも切捨間伐を実施してございます。

また、当組合の所有地に地上権契約で植林をしているところもございまして、議員ご質問のとおり、現在41の契約がございまして、

基本的に地上権の植林地につきましては、地上権者である立木の所有者がみずから間伐等の手入れを行っていただくこととなっております。

伺うところによりますと、間伐が行われているところもございまして、そうでないところもあるということをご存じ上げてございます。議員ご指摘のとおり、木材の価格が低迷している中で山林の経営意欲の低下は懸念するところでございますので、当組合としましても、契約の更新時、そうしたときには間伐や枝打ち等の実施を行っていただくなど、植林の管理の徹底をお願い申し上げているところでございます。

そして、議員より今、補助林齢の物件についてのご質問がございましたが、間伐の実施に関しましては、和歌山県の補助制度がございまして、先ほども申し上げました切捨間伐も県の補助を受けて実施してございまして、事業の採択基準もございまして、このような制度を有効に活用しながら、今後も適正な森林管理に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

答弁漏れはございませんか。当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

13番 楠本君（登壇）

○13 番

それでは、二次質問を行わせてもらいます。

旧空港の跡地利用については、先日の県議会でも一般質問がございました。答弁として、知事は、観光に特化したものを考えていくというふうに答弁されております。そうした中において、町長からも答弁がございましたけれども、県との連絡はとり合っているということですが、やはり綿密な連携をとりながら白浜町として近隣市町村として積極的にアプローチしていかんと、来年は知事選挙もございまして、ある候補者は、災害基地とした自衛隊の誘致を言われております。やっぱり6割が県の土地であるということも含めて、民営化と連携した中において、白浜町は近隣市町村としてもっと県事務所を通じて職員ともども県に働きかけていく必要があるというように思います。ちょっと弱いのではないかという一般町民の方々の意見もありますから、職員ともどもこの問題については積極的に果敢に挑戦してもらいたいと思います。

それから、民営化についての話の中で、これも地方紙です。論の中に地元本位の視点で考えてもらわなあかんということも書かれております。そうした中においても、やはり私は民営化については反対するものでもございませぬし、民営化の利点を最大限生かして、地元を大切に観光においても紀南の核となる施設でありますから、各市町村とも今のビル会

社にも出資している経過もありますから、そういうところで緊密な連携をとりながら進めてもらいたいというふうに思うところであります。

そうした中において、町長の答弁の中でも、震災や防災の関係で連携をとってやっているんですよというふうに言われています。21年に大規模災害発生時における防災拠点に関する覚書というのが結ばれておるといことでございますけれども、今後やはり広域的な部分についての被災後の問題についても、近隣町村との連携や覚書的なものは私は必要になってくると違うかなと思うんですけども、この点についてのご見解を賜りたいと思います。

それから、民営化の話について、現在で旧空港跡地の利用について困難やということですけども、県の考え方についてもうちょっと県当局も、これだけ近隣町村が関心を持っているんですから、もう少し我々の町側のレクチャーも大事ですけども、県からもこういうことを考えているのだということを積極的に言ってもらいたいと思うし、そういうアプローチをしてもらいたいと、このように考えております。

それで、次は、森林環境整備です。

これも一部新聞に、和歌山県は森林整備、保全を目的とした紀の国森づくり税を創設しておりますし、年間個人所得に1人当たり500円、法人税、県税に関して1,000円から40,000円上乗せして徴収しているのは事実でございます。今一部で、税の二重取りだというような批判もありますけれども、紀の国は木の国でありまして、今、林業労働者が高齢化しております。そうした中において、やはり木の国の木を守るためには、林業生産者の山で働く人々の支援が必要であります。私は山を守るということは先ほども言いましたけれども、経済林だけじゃなしに、環境林としての役割を考えてもらいたいと思います。

水源の森もいち早く取り組みましたけれども、我々がおいしい水を飲めるのも、水資源の保護が大切であります。漁師の方々が海は山からと言われて、自然林の植栽にも力を注いでいた時期もございます。そういう広い考えを持ってやっていかなければ、ならないというふうに考えております。

そうした中において、ちょっと何点か質問しましたけれども、考え方があれば、お聞きしたいというふうに思います。

○議 長

楠本君の再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員から幾つかご質問をいただきましたので、それにつきまして私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、先ほどの旧南紀白浜空港跡地の利活用についての県としての考え方でございますが、先ほどご案内いただきましたように、観光地としての価値を高めることを第一に考え、観光客向け、物販施設や宿泊施設など集客力の高い施設の誘致に向けて取り組むというふうな形で県の企画部長も答弁をされておるようでございます。その中で、当初から、仁坂知事におきましても、商業ビジネス的な施設が白浜にはいいのではないかなというふうな、これはもう数年前でございますけれども、ご発言をいただいております。私自身もそういった中で、白浜町としてどういう施設が旧空港跡地のところでは有効なのか、実効性があるのかということはずっと考えてまいりました。まだ具体的な案というのはなかなか固まっておりません

けれども、いろんな提案をいただいておりますのでございます。

そんな中で、やはり積極的に取り組んでいかなければならないというふうに私も思っております。しかしながら、これも町だけでなかなかできるものではございませんので、県との連携、そしてまた民間事業者さんにも入っていただくような案件にもなってくるかと思っておりますので、そこは積極的にこれからもこの空港跡地の旧南紀白浜空港跡地の利活用につきましては、積極的にこれから県と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

まず地元本位ということで、先ほど、今度は新空港、現空港のこれからの民営化についてのご質問でございますけれども、やはり民営化の利点という視点は当然これは必要かと思っております。今現在和歌山県では、地域経済の発展に寄与するという目的と、それから空港の活性化、目的は地域の活性化と空港の活性化だというふうに思っておりますので、やはり民間事業者さんと行政が共同して取り組めば、現白浜空港がより大きく発展する可能性があるというもとに、民間運営事業者との公募手続が開始される予定になっておりますので、町といたしましても、非常に大きなこれは方向性でございますので、活性化につきましては何ら反対するものではございません。しかしながら、これから県と連携をして、具体的にどういうふうな形でこれが進んでいくのかということは、民間事業者さんのこれからの計画、あるいはプロポーザルでどういったことが出てくるのかということにもかなり影響されますので、しっかりと行政として言うべきことは言って、しかもほかの今現在運営している事業者さんもありますので、その辺のやはりご意見なんかも聞きながらこれから慎重かつ丁寧に説明を求めて、そしてまた我々も具体的な意見を述べていきたいというふうに思っております。

近隣市町との連携は重要でございますし、特に防災拠点については、やはり旧空港跡地の防災拠点の位置づけというのはありますので、それはもう決して我々も否定するものではございません。これがまずありますので、それプラス、何が旧空港跡地では有効なのかということで、今後やはりこの場所、県が6割、町が4割という形で町もかなりのウエートを占めておりますので、どういうものをここにつくれば、あるいはものができれば、一番白浜町にとって経済的にも将来的にも発展するのかという視点で私は考えていきたいと。今までもその視点で考えてまいりました。

活性化協議会の委員からもご提言いただいておりますので、その辺のことも含めて、やはり今後の白浜町の発展に寄与するような一番いいものを、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、県の考え方を踏まえてということでございますけれども、いずれにしても県の考え方というのと、もう少し積極的に我々町職員と県の職員、この方々にもやはりこれからもっと積極的に働きかけながら、意見交換をしながら、情報交換をしながら、旧空港跡地の課題についてはできるだけ前向きに、できるだけ早い段階で方向性が出せるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

森林環境税につきましては、先ほど私のほうからも申し上げましたように、創設に向けては、国におきましてもかなりまだまだ検討中の課題、事項が多いものですから、やはり国の動向、これを見極めながら、町としましても、しかるべき体制で計画性を持って進める必要があると考えておりますので、どうか議員皆様方のご意見、ご質問、あるいはいろんなご指導をいただければありがたいなというふうに思っております。いずれにしてもこの森林環

境税については、和歌山県としても積極的に取り組んでいかざるを得ない、そういうふうな大きなテーマだと私は思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 長

答弁漏れはございませんか。当局の答弁が終わりました。再々質問があれば許可します。

13番 楠本君（登壇）

○13番

答弁漏れというか、私の質問に対して、森林環境税じゃなしに、福定の部分については、生活環境課から何か一言ないんですか。

○議長 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番外（生活環境課長）

水源の森ということで、私のほうから考え方といたしますか、申し上げさせていただきたいと思います。

議員からもご指摘がありましたように、森林、特に白浜町水源の森につきましては、水源涵養という一番の目的、ただそれ以外にも、近年におきましては土壌の保全であったり、土砂災害の防止、また、地球温暖化防止対策ということでは、二酸化炭素の吸収源、また生物多様性の観点からいいましたら生態系の保全ということで、非常に多くの目的といたしますか、そういった多面的な機能が求められていると。そのとおりだと思います。

こういった森林の持つ多面的な機能、重要性というのは十分私どもも認識しておるところでございますけれども、なかなか実際植林地においても手入れが行き届いていないということが見受けられるというのも事実であります。

今後は、今町長からもありましたように、森林環境税の動向、また、県が現在つくっております紀の国森づくり税ですか、これらとの関連性もございますので、その辺も十分今後も注視していきながら、我々も植林地の部分、また自然林として今後も保全をしていかなければならない部分もありますので、その辺もあわせて今後とも適正に管理に努めていきたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 長

13番 楠本君（登壇）

○13番

再々質問になるんだろう思うんですけども、空港とか民営化の話については、今後とも県との連携をとった中で、積極的にアプローチして、やはり白浜町の意向を反映してもらいたいというふうに思います。

それから、水源の森に関しての話です。これも答弁には看板の設置やとかいろいろ書いていますけれども、これは決算委員会で看板の設置やとか何か委員会で実際視察に行ったこともございます。そうした中において、福定の部分を置いておいて、あとの買った部分については、これは林道もずっと中腹までついております。そういった中において、あの管理自体は、どこかの森林組合に委託しているのか、白浜町が独自でやっているのか。あそこは私も決算委員会で指摘したことがありますけれども、しきみを搬出してお金もうけをしているといううわさも聞くんです。そうした中において、ちょっと川を渡っていかんなんという部分もありましたけれども、林道が整備されていたら、やはりお金にしようとしたらできる部分

もあります。それが切って悪いのかええのかというような以前に、我々が買った意味を理解してもらわんならんし、町民にもその部分はやっぱりここにこういう白浜町としてやっているということをアピールしてもらいたいし、富田川治水組合に白浜町からも4人の議員が出てますけれども、やはり自然林を植栽したり、森林の自然林を大切にしたい、富田の水源を守っていくということが言われておりますから、それも含めて、担当課としても積極的に今後、忙しい中であろうかと思えますけれども、年に一遍ぐらいは山を見に行って、どのような状態になっているのかも含めて検討してもらいたいというふうに思います。

回答はいいです。

以上をもって私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13 時 47 分 再開 13 時 55 分)

○議 長

再開します。

11番南君の一般質問を許可します。南君の質問は一問一答形式です。住宅地に隣接する太陽光発電の設置についての質問を許可します。

11番 南君（登壇）

○11 番

それでは、早速ですが、質問させていただきます。

昨晚、11時ごろのテレビニュースで、瀬戸内海に浮かぶ豊島、そこは一時は産業廃棄物を不法投棄され、注目された島でございます。今も不法投棄された産業廃棄物を再処分し、島をきれいにしているところです。その島に今、2カ所の大きな太陽光発電が設置されようとしているのです。多くの住民が自然破壊、環境破壊だと大反対しています。事業説明もなく、事業者も当初わからず、大変困ったそうです。住民の方は、最初にきちっとけじめをつけないと永久に大変な目に遭う。私有地だから何をしてもいいというのは悔しいと、そういう住民の声も上がっているという報道がございました。

ことし6月議会で、私は小規模太陽光発電設置に関して質問いたしました。設置は、開発許可等の届出も必要なく、断りなしでできる。設置は自由。周辺住民と十分な協議もなく進め、トラブルになっているところが全国的に見てもたくさんある。業者が周辺住民の意向を無視して、住宅隣接地にパネルを設置し、工事を強行する例もあるので、町への届出義務や指導が必要でないのかという趣旨の質問をいたしました。その後、町内でも、危惧されたように、住宅隣接地に突然何カ所か設置されております。また、近くの方が、突然工事が始まったので業者に聞いたところ、多少の言葉の行き違いもあったのかもわかりませんが、けんかを売りに来たのか。そもそもこの太陽光の発電設置は届出も必要なく、付近住民への説明義務もない、何ら違法行為をしていないと答えられ、住民の方は反論もできなかったそうです。

このような話を踏まえ、質問に入ります。

6月の町当局の答弁を概略で引用させていただきます。本年3月には、国において太陽光発電事業者が事業計画において遵守すべき事項や、配慮すべきことが望ましい事項を記載した

ガイドラインが設定されました。これにより、発電設備を設置しようとする場合、周辺環境の調査や地域との関係構築、設計施工に伴う安全対策、周辺環境への配慮、維持管理や非常時の対処方法、撤去及び処分に至るまでのガイドラインとなっており、関係法令による規制の対象外となる場合であっても、事業開始以前に地方公共団体に相談することや、必要に応じて地域住民への事業説明を行うことなどに努め、地域との共生が図られるように促しているものであります。小規模のものにつきましては、基本的には届出や許可等の規制や近隣の同意も必要ありません。ただ、国におきまして、ガイドラインが設定されましたので、今後は、ガイドラインにおける遵守事項に基づき、設計、施工し、適切な維持管理が求められることとなります。そのように町当局は答えています。

そこで、質問いたします。

関係法令による規制の対象外となる場合であっても、事業開始前に地方公共団体に相談することや、地域住民への事業説明を行うことに努めとありますけれども、私の6月の質問以降、小規模太陽光発電が何カ所か設置されていますが、この半年間、町はどのように対処したのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、南議員より太陽光発電の設置に対する6月議会以降の取り組みについてご質問をいただきました。従来どおり、住民や設置事業者等からの問い合わせのあった場合は、国のガイドラインや和歌山県の太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドラインをお示しし、ご理解いただくよう対応してまいったところであります。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

余り動いてないような感じなんですけども、やっぱり6カ月の間にパネルが設置されてますので、何らかの対策を早くとっていただきたいと思います。富田の住民の方が自分の住宅地の隣に太陽光発電の建設の予定があり、生活環境というんですか、心配されているという、そういう話し合いは今どんなになったのかわかりませんが、そういう話し合い中らしいんですが、その話がうまくいかなかった場合、条件にもよりますけども、隣の土地を買おうかなと、そういう深刻な悩みを持っておられる方がおります。

この話を踏まえまして、反射光に対して町への苦情とか相談が27年度に1件受けていると以前聞いておりますが、町もこの問題について十分注視していく必要があると答弁されておりましたが、6月以降、太陽光設置に関して業者や住民から町に対する相談や苦情があったのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

先般6月に南議員よりご質問をいただいた以降に、相談といたしますか、どういった法規制とかそういうものがあるかという問い合わせというのは1件ございまして、小規模でしたの

で、国のガイドラインをお示し、ご説明申し上げたという件は1件記憶がございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

そんなに深刻なのかどうかわかりませんが、太陽光発電に関してことしの3月に国のガイドラインが作成されている。策定前から今まで町内に何カ所の太陽光発電が設置され、そのパネルの総面積はどのぐらいか。また、そのうちで小規模発電での住宅隣接地は何カ所か。また、パネルのそのうちの住宅の近くの面積はどのぐらいあるのか。そして設備の土地の所有者、設置者を町は把握しているかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

小規模の太陽光発電施設につきましては、届出義務等がございませんので、町内における状況、特に屋根の上のソーラーとかそうした状況につきまして把握できていないというのが現状でございます。

ただ、本年4月に県より太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドラインが示されまして、1,000平米、1反以上のパネルの設置の場合は、和歌山県の景観条例におきまして届出の対象施設となっておりまして、4月以降の届出件数というのは、当町においてはございませんので、そこはないということは把握しております。今後の対象施設につきまして把握できるものと、1,000平米を超えれば今後は把握できると思うんですが、小規模のもの部分についてはなかなか把握するのは困難だとこのように思っております。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

そうしたら、グーグルとか、空の上から見たとかそういうことでも大体の把握というのはできていないわけですか。やりたい放題というか町も何も把握してないと、そういうふうを受け取ってよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

やりたい放題という言葉が適切かどうかはわかりませんが、再生可能エネルギーでございまして、電気の買い取り制度等々で屋根の上に設置されている方もたくさんいらっしゃいますので、町としましても、県も補助金を出してまで推奨しているような施設でございますので、難しいところ、判断の違うところだと思います。いわゆる地面のほうに直接設置しているソーラーにつきましても、届出等が町のほうにあるものではございませんので、全て把握しようと思えば、先ほど議員さんがおっしゃられましたようにいろいろなデータを使って、目視で数を数えるというような方法しかないと思いますが、現在のところその調査等も行ってはございません。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

私が問題にしているのは、何も家庭用のパネルのことを言っているのではないです。あくまでも売買目的で1,000平米以下というんですか、そういう小規模の太陽光発電が、特に住宅のはたにできる、真裏というんですか、住宅へ向けてパネルができている場合が多いんですよ。私は前に質問しましたが、本当に夏になったらよくわかると思うんですけども、住宅の環境というのは非常に悪くなっています。灼熱地獄やということも全国におられるんですよ。それは皆さんも、東京の方も事情をわかってると思うんですけども、何も白浜で苦情がなかったも、全国に行ったらいっぱいあるんですよ。そういう生活の悩みというのは、当然町民の方も感じておられるし、町はもっと積極的にそういう規制というんですか、届出、あるいは指導をすべきではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現状で示されている国のガイドラインや県の景観ガイドラインにおいて、周辺環境の調査とか地域との関係構築、また設計施工に伴う安全対策、周辺環境への配慮、維持管理や非常時の対処方法、また撤去及び処分に至るまで、先ほど議員がおっしゃられたように示されてございます。関係法令の規制の対象外となる場合であっても、そういうものに努力義務が説明されておりますので、その辺は問い合わせがあった場合、町からはそういうご説明を申し上げるといことになろうかとは思いますが、それに関して、例えば規制をかけるとか指示するとかいうことはなかなか難しいと考えてございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

そしたら、住宅地に隣接すれば太陽光発電ができた場合、付近住民の方から苦情が当局にあっても、町は余り対処しないというんですか、民同士のだから町は関与しない、そういう冷たい気持ちなんではないでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

冷たいという、議員さんのおっしゃることも個人的には感情としては十分ご理解するところもあるんですが、基本的に小規模の部分は地上の部分または少し高い部分、また屋根の上の部分等がございまして、現在町のほうでも、議員さんのおっしゃるように、いろんな全国的にも苦情といいますか、そういう課題、問題が生じていることも十分承知していますので、それについて何らかの規制等々があるのか、どう取り組んでいくのかということも、調査してございますが、やはり小規模の部分についてなかなか統一的な規制をかけていくというのは難しいところがありますので、その辺は全国的にも見受けられないという状況でございまして、我々担当としましても、そうしたお問い合わせにはお答えできますけども、これは規制をかけていくというのは現状ではなかなか困難と、このように判断しているところでございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

小規模というのは、パネルの総面積というのが1,000平米というのは結構あると思うんですよ。家庭やったら何ら迷惑というんですか、そんなに影響はないと思うんですが、あくまでも売買目的でやる設備というんですか、それと今、全国的にも町内でももちろんそうなんですけど、空き地がかなりふえてきてるんですよ。だから、家の隣で住居の隣で、そしてたらとりあえず太陽光でもやっておこうかという場合も多々出てくると思うんですけども。この規制というか、せめて届出とか指導できるというのはできないというのは、やりにくいとか何か障害とかあるんですか。例えば1,000平米をもうちょっと少なくするとか、そういうことは考えられないですか。

○議長

法的な解釈はどうかということであります。

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

議員さんご指摘の部分というのは、地上に張られているパネルの部分を言われていると、このように承知しているわけです。ただ届出をさせるのは地上の部分だけでいいのか、苦情というのは、例えば1階の屋根にソーラーパネルを設置すると2階建てのはたの人から反射光でというのも全国的に幾らでもある議論でございますので、何をいい悪いという判断というのは、非常に難しいところがございますので、その辺を十分注視しながら我々も気をつけながら調査しておるんですが、やはりそういう部分の規制をどこで誰がどう判断するのかというのが非常に困難なところがございますので、現在もその辺を研究しているところであります。だから、今すぐにどれだったらいい、どれだったら悪いという判断はなかなかつきにくいと。

ただ、苦情があったり、全国的に問題になっているというのは十分注視していますので、これは、今すぐはできなくても、何らかの形で、国も動き、県も動き、全国の市町村も動きというような状況の中で、おくれることはないように対応はしたいですけども、現状でそういうことを規制するのは難しいと思っておるということでございます。

○議長

11番 南君（登壇）

○11 番

少し横道にそれるかわかりませんが、住宅地以外でも、例えば風致地区がありますわね。風致地区に、太陽光であってパネルではないので構築物というんですか、構築物ではないということなので、立てようと思えば立てられると思うんですけども、風致地区に関してはそういう制限はかかるんですか。空き地で木を切ったりとかいうのは難しいかもわからないんですけども、空き地があれば風致地区の中でも太陽光パネルというのは設置できるわけですか。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

風致地区の窓口となっています建設課のほうから答弁させていただきます。

議員もご承知のとおり、太陽光パネルというものにつきましては一般的には小規模なものに対しては建築物、工作物にはならないということで風致地区の中でもそういった規制というのはございません。ただし、宅地造成を伴うもの、それから土地の形質の変更を伴うものとか伐採を伴うもの等々につきましては風致のほうで規制がありますので、町長の許可が必要となっております。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

そうしたら、風致地区の中に空き地というのか野原みたいなところがあったら、できないことはない、設置できるという、風致地区でもそういうことは可能なわけですね。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

議員がおっしゃられるように、風致地区内であっても、さら地のようなところであれば、1,000平米以下のものであればできるということでございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

そうしたら、風致地区でも景観とかいうのにもひっかからないわけですか。景観というか景観に影響があるとかそういうのは一切抵触しないわけですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

今の条例の中では、そういうふうになっております。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

輝きとやすらぎと交流のまち白浜。住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくりと、白浜町長期総合計画のコンセプトというんですか、スローガンとして掲げております。その計画の中の町の将来像において、まちづくりにおいては、経済面での活性化とともに住民一人一人が日々の生活を快適に健康で安心して暮らせる健康づくりが大切です。云々と書かれています。新たな課題にも積極的に取り組んでいかなければなりません。安心で安全な暮らしの実現により、住みなれた地域で安らぎを感じられる生活が送れることを大切にしますとあります。

これが町の長期総合計画のスローガンの1つですけれども、最近私の住む近くで、1カ所は住宅から20メートルぐらい、もう1カ所は住宅の隣に同じく売電目的での小規模発電が設置されております。事業の届出や付近住民への説明も必要でないの、それこそ突然設置されたのです。太陽光パネルは住宅地に向けて建てられているのです。空き地がふえている今、同じことが町内でも起ころうとしているところです。住宅環境が悪化したら、住んでよいまち、安らぎのまちが得られると町は言えるのでしょうか。安心・安全な生活が脅かされてい

るのです。町は住民の生活環境を守る気が本当にあるのでしょうか。町はこの問題をどのように考え、対処していくのか、見解を賜りたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

今輝きと安らぎと交流のまち白浜。住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくりということで、白浜町の長期総合計画に掲げられておられるこのスローガンといいますか、大きな町のテーマということは、非常に私どもも重く受けとめております。それをつくった当初は、今話題になっているような太陽光発電についてはまだまだ設置というのはほとんどなかったというふうに私は思っておりますけれども、しかしながら、非常に今議員からいただいている提案といいますかご意見は、課題としては物すごく町にとっても大きな課題であろうというふうに思っております。

その中で、太陽光発電施設につきましては、当然これはもう国の施策の1つでもありますし、再生可能エネルギーということで、安定供給、コスト面でのさまざまな課題はありますけれども、温室効果ガスを排出しません。そして、また、国内で生産できますから、エネルギー安全保障にも寄与できる大変重要なエネルギー源だということも事実であります。

また、従来の建築物や工作物とは異なりまして、設置場所や規模等によって周辺環境に対し影響を与えるものであるのも承知しております。

その中で、今後、太陽光発電施設にはメリット、デメリット両方ありますけれども、まちづくりに対しても大変重要なものであるというふうに認識をしております。

そのような課題を最小限にした取り組みが求められているものだというふうに考えますので、当町のまちづくりに沿ったものとなるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、この課題につきましては、最近特に町の中でそういった太陽光パネルが1,000平米以下の割と小規模なものも含めてかなり出てきているということもございますので、もう少し時間をいただきまして、研究といいますか調査を進めた上で、今後どういった対応ができるのかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

町のスローガンが絵に描いた餅で終わらないように、町ももっといろんなことを考えて、住民の皆さんのこと、生活を考えてやっていただきたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、南君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14時20分 再開 14時25分）

○議 長

再開します。

9番長野君の一般質問を許可します。長野君の質問は一問一答形式です。高齢者の交通安

全対策についての質問を許可します。

9番 長野君（登壇）

○9 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問を行います。

まず初めに、質問事項1、高齢者の交通安全対策についてお尋ねいたします。

その1点目、高齢者の運転免許証自主返納者の支援策等についてお伺いいたします。最近和歌山県、白浜町も含め、日本全国で高齢者の運転者による交通事故が相次いでおります。今後高齢化のさらなる進展により、高齢者の交通事故も増加の一途をたどっていくのではないのでしょうか。

そこで、まず基本的なことを確認したいと思います。本町における過去5年間分の高齢者の運転免許証保有者数、交通事故件数、そのうち高齢者が関連する交通事故件数はどのぐらいになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

長野議員から、高齢者の交通安全対策に関しまして、本町における過去5年間分の高齢者の運転免許証保有者数、そのうち高齢者が関連する交通事故件数についてご質問をいただきました。

平成25年12月末で65歳以上の運転免許保有者は4,363名、平成26年12月末で4,583名、平成27年12月末で4,706名、平成28年12月末で4,793名、平成29年11月末現在では4,833名となっております。

高齢者の事故件数につきましては、平成25年度では、全体で857件のうち高齢者が196件で22.9%、平成26年度では、全体で843件のうち高齢者に関するものが191件で22.7%、平成27年度では全体で791件のうち高齢者が関係するものは190件で24%、平成28年度では全体で675件のうち高齢者が166件で24.6%、平成29年度、本年度の11月末現在ですけれども、全体で669件のうち高齢者が137件で20.5%となっております。平成29年度につきましてはもう少しございますので、20.5%から少しふえるのではないかなというふうに考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

今答弁をいただきましたが、高齢者の運転免許証保有者数の増加に伴い、高齢運転者が加害者となる交通事故も増加してきております。運転免許更新時において、高齢者講習や認知機能検査が実施されていますが、改正道路交通法が施行され、認知機能検査が強化されていますが、改正道路法の概要についてお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

本年の3月12日に道路交通法が改正されました。高齢運転者対策としまして、臨時認知

機能検査、臨時高齢者講習が新設され、75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設されました臨時認知機能検査を受けなければならなくなりました。検査の結果、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設されました臨時高齢者講習を受けなければならなくなったところでございます。

また、臨時適正検査制度が見直されまして、認知機能検査で認知症のおそれがあると判断された高齢者は、違反の有無を問わず臨時適性検査を受け、または、命令に従いまして、主治医等の診断書を提出しなければならないと、このようになってございます。

そして、高齢者講習の合理化・高度化ということで、高齢者講習が75歳未満の方や認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判断された方に対しましては、時間を2時間に合理化、短縮されまして、その他の方に対しましては、個別指導を含む3時間の講習となるような改正がされたということでございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

それでは、次に、運転免許証の自主返納制度についてであります。制度の概要をお示しください。また、運転免許証を自主返納すると、運転経歴証明書が発行されていますが、運転経歴証明書とはどのようなものでしょうか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

運転免許証の自主返納制度と申しますのは、加齢に伴う身体機能や判断力の低下によりまして、運転に不安を感じる方などが自主的に運転免許証の取り消しを申請することができる制度でございまして、平成10年の道路交通改正法により始まった制度でございます。

制度創設の背景としましては、2060年には2.5人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上となる社会が到来するという想定のもとで、高齢運転者数が年々増加しておりまして、全事故に占める高齢者ドライバーによる事故の割合が増加していることが挙げられてございます。

運転経歴証明書につきましては、運転免許証を返納した場合、運転経歴証明書の申請をすることができます。運転免許証の返納の前5年間の運転経歴のほか、申請者の住所、氏名、生年月日などが表示された、現在お持ちの運転免許証と同じサイズのカードでございまして。

平成24年の4月の道路交通法の改正によりまして、運転経歴証明書の申請のできる期間というものが、運転免許証の返納後5年以内に延長された、そのほか、本人確認の書類として利用可能ということで、その利用可能期間が無期限となりました。記載事項の変更や再交付というものも受けられるようになったところでございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

本町と和歌山県で、これまでこの自主返納制度を利用した直近の免許証自主返納数がどれくらいになりますか、お伺いいたします。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

直近の運転免許証の自主返納者数ということで、29年度じゃなくて29年内の数字になりますが、現在10月末までの現在の数字でございますが、和歌山県全体では2,623名で、うち白浜町では47名の方が自主返納されてございます。

○議 長
9番 長野君（登壇）

○9 番

これまで、るるお尋ねをしてきましたが、高齢者の皆さんは自動車の運転に多少不安を感じていると思います。私も最近、自動車の運転に多少不安を感じておる1人でございます。自分は大丈夫だろうという運転の自信と、タクシーの利用は少しもったいないと思う気持ち、バス路線がなく不便ということなどを理由に、病院や買い物などを自分で運転しております。このように地域に住む人たちは移動手段として自動車が手放せないというのが事実であります。ましてや公共交通の少ない地域で生活する皆さんにとっては、自動車はまさに生活必需品と言えます。

運転免許証の自主返納した高齢者に対して、生活支援策を講じていますが、白浜町の支援制度についてお伺いいたします。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

議員ご指摘のとおり、高齢者に対しての移動支援制度につきましては、現在のところ、町内に住んでおられる65歳以上の方が路線バスを利用される場合、優待証の提示で運賃の半額で利用できる白浜町高齢者バス運賃割引制度がございますが、公共交通の少ない地域で生活する皆さんにとっては、余り恩恵を受けられないのが現状でございます。

今後は、平成30年度から始まる生活支援体制整備事業の中で、買い物支援を含めたよりよい福祉の向上に向けた取り組みをし、高齢者や障害のある人など自分1人での移動が困難な人などの交通利便性を確保するために、ボランティアの方々を含め、地域と行政が一体となって支援できているような体制づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

私のほうからは、公共交通の観点からご答弁させていただきます。

議員からご質問をいただきました件につきましては、過疎化と高齢化が進み利用者が少なくなり、バス路線の再編が行われる中で、みずから移動手段を持たない人々へのサービスとしまして、日常生活における最低限の移動手段を確保するために、町内において新たな公共交通の空白地を生まない形でバス路線維持及びタクシー営業所の維持等の生活公共交通の確保を行っているところでございます。

その中で、運転免許証返納者への支援制度につきましては、日置川地域でのコミュニティバスにおいて運賃の割引というものを行ってございます。

高齢者などの交通弱者への取り組みとしましては、地域公共交通会議においてもご意見をいただいているところでございます。みずから移動手段を持たない人々がおられる、また不便に感じられているということは十分承知しているところでございます。公共交通網を町の隅々まで張り巡らせて交通弱者の方々をご支援できたらよろしいのですけれども、これは公共交通施策の中でも非常に難しい対策ということでございますので、別の形での支援策というものを考えていただく必要があろうかと思えます。これにつきましては、民生課長のほうでご答弁いただいたような内容の支援策があるのかなど、このように思っております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

支援制度についてお伺いしましたが、運転免許証を返納しやすい環境をつくるため、返納後の生活支援措置の拡充がぜひ必要であると考えますが、町長の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

現在、取り組みを進めております地域包括ケアシステムの構築の中に、生活支援サービスの充実・強化がうたわれております。この地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実には4つの大きな項目がございますが、その中の4番目としまして、生活支援サービスの充実・強化というのがうたわれております。その中で地域に協議体を設置しまして、生活支援コーディネーターを配置した上で、生活支援体制整備事業を進めていくこととなっております。

この取り組みが平成30年度から始まりますので、その中で買い物支援も含めた生活支援の取り組みを進めていければと考えております。

いずれにしましても、この高齢者の在宅生活を支えるためのいろんなボランティアの方々とかNPOとか、あるいは民間企業、社会福祉法人、いろんな組合等の事業主体によりまして、生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築と、そしてまた充実に向けて支援をしていきたいというふうに思っております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、全国で65歳以上は3,657万人、75歳以上は2,179万人になると予想されています。高齢化は加速し、医療費や介護費もかさみます。これからは病院行きや、お年寄りが生活のさまざまな場面で利用できる交通手段が必要となってきます。住民の足をどう確保するのか。路線バスは、利用者が減れば減便や路線の縮小につながってきます。一方で、高齢化が進めば、より細やかなサービスを求める声が高まってきます。高齢者に優しい社会の構築が求められています。政治は、そこに目を配らなければならないと思います。よりよい生活支援体制整備事業を進めていただきたいと思えます。

これで1点目の質問を終わります。

○議 長

以上で、1点目の高齢者の交通安全対策についての質問は終わりました。次に、2点目の安心・安全なまちづくりについての質問を許可いたします。

9番 長野君（登壇）

○9 番

続きまして質問事項2、安心・安全なまちづくりについて質問をさせていただきます。

その1点目、県道日置川大塔線の改修についてお伺いいたします。

この件につきましては、同僚議員が何度か質問をされていますが、私は少し角度を変えて質問をさせていただきます。

この路線は、約50年余り要望してきました県道白浜久木線に接続し、和歌山県、国の各段のご配慮により、現在白浜久木線は順調に工事が始まり、周辺の皆さんの期待が大変高まってきております。この工事が完成すると、少しでも当路線の交通難所が解消されると思います。また、この路線は、沿道集落の住民の生活道路だけではなく、紀勢道日置川インターチェンジを初め、県道上富田すさみ線や県道市鹿野鮎川線などと連絡していることから、災害時における国道311号の代替機能などを有する主要な路線であると、和歌山県は申しております。

そこでお伺いいたします。宇津木橋から玉伝などにつきましては、未整備区間が多く残っている状況を和歌山県にも認識をいただいていると思います。

この未整備区間については、県道日置川大塔線改修促進協議会を初めとする、地元の皆さんと協議を重ね、町として交通の支障となる箇所を何力所かに絞り、計画的に方向性を見出して、整備の要望を県当局にしてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

県道日置川大塔線の改修工事について、答弁申し上げます。

県道日置川大塔線は、ご存じのように日置川沿いに中山間地域の集落を結ぶ唯一の生活道路であるとともに、観光産業の振興を願った観光道路でもあり、地域住民にとって不可欠な道路であります。一部の集落間は2車線整備がされているものの、道路は狭隘かつ見通しが悪く、特にここ数年台風や豪雨被害によりまして、その影響で冠水や土砂崩れによる道路の通行どめがたびたび発生しております。

日置川区長会からも、毎年度、県道日置川大塔線の早期改修を統一要望事項として提出されておまして、議員がおっしゃいますように、日置川区長会や日置川観光協会、日置川町商工会等、各種団体の皆様方の熱意により、昨年10月に、県道日置川大塔線改修促進協議会が発足しています。

今年度は、県道日置川大塔線改修促進協議会からも、県に対しまして要望書を提出する予定としております。町といたしましても、日置川区長会、県道日置川大塔線改修促進協議会と十分検討を行い、県に対して、当該路線の改修について要望してまいりたいと考えております。

県道の整備箇所は、さまざまな条件を勘案し、管理者である県が決定することは言うまでもございませんが、議員ご指摘の未整備区間を含め、今後も、日置川区長会や県道日置川大

塔線改修促進協議会の皆様方、また、議員の皆様方のお力をお借りしながら、県に対し強く要望してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

今後とも日置川区長会、県道日置川大塔線改修促進協議会と十分な検討を行い、改修について方向性を見出してください。

これで1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目のため池の安全対策についてお尋ねいたします。

ため池は、先人が長い時間と膨大な労力をかけてつくり上げた貴重な財産であり、農家の人たちのたゆまぬ努力によって営々と守り続けてきたものであります。ため池があるからこそ、農業用水を確保することができ、今日の白浜町の農業を発展させてきました。

一方、和歌山県は、過去幾度となく台風などによる風水害や大規模な地震により、甚大な被害を被ってきました。また、近い将来、東南海・南海地震が発生する可能性が極めて高いとされており、白浜町においてもさまざまな災害の発生が危惧されています。ため池は、農地を潤す用水機能と、大雨時には洪水の発生を抑制するという機能も持ち合わせております。

しかし、和歌山県内にある約5,500カ所の農業用ため池の多くは、築造されてから相当数の年数が経過し、老朽化してきています。ため池の管理は主として農業者が行っていますが、農家の減少や高齢化により、適正な管理が困難となってきました。

さらに、ため池を取り巻く周辺環境の変化により、水難事故防止のための安全対策、水質の変化やごみの不法投棄等、解決すべきさまざまな課題を抱えています。豊かな自然や景観を提供してくれるため池は、心の豊かさが求められているこれらの時代において、貴重な財産と言えます。ため池を良好な状態で次世代に引き継ぐために、管理者はもちろん地域住民も一体となり、適正な維持、管理について考えることが必要であると思います。そこでお伺いいたします。

白浜町のため池の管理についてであります。白浜町が管理しているため池は何カ所、また、農業用のため池は何カ所ありますか、答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

長野議員からため池の安全対策に関するご質問をいただきました。

町のため池台帳、それから土地台帳によりますと、白浜町内に町が所有するため池が74カ所ございます。そのうち何の利用もされずに放置されているものもございますが、利用されているため池につきましては、そのため池を利用している水利組合や区などが管理しております。町が直接管理しているため池はございません。

農業用ため池の数等につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

白浜町のため池台帳では、農業用ため池として48カ所が記載されてございます。そのう

ち2カ所が町外にございますので、それを除きました46カ所のうち、町が所有するものが38カ所、個人が所有するものが8カ所でございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

次に、農業利用外のため池は何カ所でしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農業利用外のため池につきましては、町以外の方が所有しているものの数は把握できてございません。町が把握できているものでお答えさせていただきますと、先ほど町長から答弁させていただきました、町が所有するため池74カ所から、私が答弁させていただきました町が所有する農業用ため池38カ所を除いた数、36カ所ということになります。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

そのうちに危険箇所はないでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農業利用外のため池として私が把握している限りでは、小規模のものや既に池としての形状をなし得ていないものばかりでございまして、大きな被害が予想されるものはないと考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

続きまして、管理体制の現状についてお伺いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

各ため池における草刈りや清掃等の環境美化及び日常点検につきましては、各水利組合や受益者の皆様のご協力のもと実施されてございます。

なお、県と町においても、毎年5月をため池点検強化月間に設け、対象池を選定して合同点検を実施しているところでございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

続きまして、改修計画についてお伺いします。

農林水産省は、豪雨や大地震の際、決壊して周囲の住宅などに被害を及ぼすおそれがある、ある一定の大きさ以上のため池2,190カ所を点検しました。

点検は、主に目視でため池の広さや堤防の老朽度、周囲の住宅、公共施設の位置を確認、その結果、決壊時、周辺の住宅や公共施設に影響を与える危険性がある、防災重点ため池635カ所のうち、危険性が高く優先的に詳細な調査を行う必要があるため池は110にのぼると発表されています。

そこで、お伺いをいたします。和歌山県のため池の一斉点検で、白浜町の点検実施ため池は何カ所、防災重点ため池は何カ所、詳細な調査、優先度が高い防災重点ため池は何カ所でしょうか。できればため池の名称もお願いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

県内のため池の一斉点検につきましては、平成25年度から平成27年度の3カ年で20カ所実施してございます。これが県内のうちの町内の数ということになります。その点検結果をもとに、11カ所のため池が防災重点ため池という結果であり、そのうちの7カ所が詳細な調査の優先度が高い防災重点ため池であるというふうな結果になってございます。

防災重点ため池、11カ所の名称でございますが、庄川地区にございます多々良池（奥）、多々良池（中）、多々良池（口）、それから露浦池、それから才野にございます砦上の池、砦中の池、砦裏池、堅田地区にございます中池、大池、じでん谷池、栄地区にございます池田池となっております。

そのうち詳細な調査優先度が高い防災重点ため池は、庄川が多々良池の2カ所、才野の砦池の3カ所、堅田の中池と大池、これで合計7カ所で、現在県営で砦池の3カ所の改修工事と、堅田大池のボーリング調査を平成28年度から実施、引き続き改修工事に向けて取り組んでいただいております。

庄川が多々良池の2カ所につきましても、和歌山県ため池改修加速化計画の年次計画に位置づけられてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

和歌山県は、紀伊水害の教訓を踏まえ、危険性の高いため池から優先的に部分改修を進める、ため池改修加速化計画を2012年度に作成しております。

工事のスピードとコストを重視し、ため池全体を改修するのではなく、緊急時に放流する方針を採用し、2026年度までに対策が必要なため池の改修工事を完了させる予定と聞いておりますので、当局におかれましては、県と連絡を密にして、早期の工事完了を願い、ため池の安全対策についての質問を終わります。

続きまして、3点目の南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域11地区の解消に向けた具体的な取り組みについて質問をいたします。

ことしも第9回白浜ウォーキング大会に参加をさせていただきました。約200名の参加のもと、串本町大島から串本漁協まで約6キロのコースでありました。皆さん、ゴールをしてから、串本漁協に併設している津波避難タワーに上り、改めて避難の大切さを実感して帰ってきました。担当者の皆さんには、いつもウォーキングだけではなく、防災の勉強も兼ねての企画、本当にありがとうございます。来年は10回大会でありますので、よりよい企画

をお願いしたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

本年6月議会でも質問をしましたが、津波避難困難地域の避難対策は喫緊の課題であるので、できる対策は早急に着手することとありますが、白浜町の津波避難困難地域は11地区であり、対象人口は、瀬戸地区で85人、東白浜地区で78人、才野地区で100人、中・栄地区で467人、富田地区で439人、富田袋地区で12人、椿地区で149人、市江地区で60人、笠甫地区で4人、志原地区で13人、日置・大古地区で393人、合計1,800人です。大変な被害人数です。住民の生命、財産を守るのは町として当然のことです。

町長も高知県黒潮町に視察に行っていると思います。黒潮町の取り組みについてどのように感じたか、お伺いいたします。

また、具体的に11地区にどのような取り組みをされたのか、今後の取り組みについて、地域ごとに詳細な答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま議員から高知県黒潮町の取り組みで感じたことにつきましてのご質問をいただきました。

本年10月5日から7日にかけて、西牟婁郡町村会で四国を視察してまいりました。その中で、黒潮町にも赴き、防災対策、とりわけ津波対策に関しまして、黒潮町長を初め担当者の方から詳しいご説明をいただきました。

議員ご承知のとおり、黒潮町は、内閣府から公表されました南海トラフ巨大地震による震度分布、津波推計で最大震度が7、最大津波高が34.4メートルと、国内最大の数値が示されて、その対応を迅速に取り組み、現在も取り組みが進められてございました。

大西勝也黒潮町長は、国内最大という厳しい指標だが、いかなる困難な状況であっても、まず住民の命を守るということを大原則としながら、これまで先人が営んできた漁業など、海の恵みを受けて発展してきた町であるので、先人から受け継いだふるさとを自然と共存しながら豊かなまちづくりを進め、しっかりと次の世代に引き継いでいく旨を述べられていました。

地震津波対策では、議員ご承知の津波避難タワー、これにつきましても6基ございましたけれども、津波避難タワーを初め、避難路整備や施設の高台移転、防災ラジオなどのハード整備はもちろんのこと、ソフト面でも、個別津波避難カルテなど、犠牲者ゼロを達成するという思いのもと、全職員が何らかの形で地域との連携を図るよう、職員地域担当制の導入など、行政と地域が一体となった災害に強いまちづくりに取り組んでおられ、大変感銘を受けたところでございます。

当町の防災対策にも大変参考となる取り組みがなされており、これまで以上に防災対策を進めていかなければならないと、改めて感じたところでございます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員から避難困難地域の11地区の具体的な取り組みということでご質問をいただきました。

これは和歌山県が平成25年3月に南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を公表しまして、白浜町においては11地区17自治会に及び津波避難困難地域が示されました。これを受けまして、平成27年3月に津波避難対策ワークショップを立ち上げ、同年4月16日から27日にかけて5ブロックに分けて開催し、津波避難困難地域の説明と解決に向けて方向性を説明いたしました。

このことから、以後、津波避難困難地域の11地区に避難訓練を実施していただきまして、地震発生から5分間拘束するということを想定しまして、移動をお願いし、浸水区域外に到達できるか否かを確認していただいた結果、中地区、富田地区、椿地区、市江地区においては、津波浸水区域外に到達することができませんでした。

しかしながら、浸水区域外に到達できた地区におきましても、訓練時は昼間であって避難行動に支障がない状況で実施しましたので、実際発災時に同じような浸水区域外までの到達が、避難ができるかは、非常に疑問が残るということになったところでございます。

住民の方々からは、常に正常な状況で避難ができるとは限らず、木が倒れていたり壁が倒れていたりしてもっと時間がかかるのではないかということや、また、体の不自由な方や寝たきりの方、これらの方は到底避難ができないというご意見をいただき、課題として、また別の形で浮かび上がったところでございます。

このことから、ワークショップで計画する津波避難タワー等の大きな施設とは別に、地域おのこの対策が必要であり、おのこの地域と膝詰めで対策を協議することとしたところでございます。

まだ全ての地域の方々と協議はできてございませんが、協議の整った地域から町でできる整備につきましては、実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。当然、補助金等を必要としますので、次年度からは県のパワーマップ補助金等を得まして、実施すべく計画を進めているところでございます。

今後ともまだ協議のできていない各地域の方々と協議を整え、整えたところから可能な限り地元の意向に沿えるような整備を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

時間内に浸水区域外に到達できなかった、中地区、富田地区、椿地区、市江地区以外の地区においては、対策なしで避難できるという想定でよろしいか伺います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ご指摘の地区につきましては、避難訓練を実施していただきまして、津波浸水区域外に到達することができました。しかしながら、先ほども申し上げましたように、健全な方が昼間に実施していただいた結果でございますので、実際の発災時には同じような状況で避難ができるかというのは、非常に不安が残るところでございます。津波避難対策につきましては、各地区と協議が必要であると考えてございますので、今後とも協議を進めて、できる対策を

講じてまいりたいと思っております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

現在設置されている富田津波避難タワーについて、今後どのようにしていくのか、伺います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

富田川口にあります津波避難タワーにつきましては、平成22年に整備しております。これにつきましては、当時の和歌山県が発表してございました東海・東南海・南海の3連動地震、これによりまして津波浸水区域と避難困難地域ということでございまして、対応した津波の避難タワーでございます。今回示されてございます南海トラフ巨大地震については、現状の状況では耐えることができないという結果が示されてございますので、何らかの対応が必要と考えてございます。

現タワーは補助金をいただいておりますので、撤去するというのはなかなか難しいと思っておりますので、増設や補強など地元の自主防災組織の方々と協議しながら対応というのは検討していきたいと思っております。

また、あの形状変更等が生じる場合には国の許可なども考えられますので、あわせて国、県とも協議を進めていきたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

職員の地域担当制の導入について、どのようにお考えですか、お伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

黒潮町でございました職員の地域担当制という、黒潮町では町内で、61地区のうち40地区が津波に浸水すると想定されたようでございまして、このことから、40地区全ての浸水区域の防災対策を早急に進めるためには、防災担当部署の職員だけでは人手不足であることから、全ての職員が防災担当を兼務し、地域住民を共同で防災活動を行うこととしたと、このようにお聞きしました。

中でも行政職員の防災意識の向上と地域との連携という観点かですばらしい取り組みであるということで、感銘を受けたところでございますが、実際現実的には積極的に活動が行われている地区と、そうでない地区もあるというふうにお聞きしましたし、白浜町でも、防災活動や防災訓練など地域によって取り組みの違いがあるのと同じ課題があるということもお聞きしたところでございます。

黒潮町のように職員の地域担当制というのを導入できるかは検討課題とさせていただきたいところですが、いずれにいたしましても、避難所運営や地域防災活動において役場職員が地域住民の方々と迅速なコミュニケーションを図れるような何らかの取り組みというのは大

変重要でございますので、そうしたいろいろな活動の中でも地域と連携、協働を努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

職員の防災訓練の実施状況について、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

職員の全体の防災訓練というのは、何度か長野議員だけではなくて、ご質問いただいているんですが、いまだ実施には至っていないのが現状でございます。防災担当の各階の職員の配置、そうしたものはしておりますし、鍵の預かりなんかもしておるんですが、全体のものはできてございません。実際に実施するとなると、勤務時間中であれば、来庁者がいることもありますし、行う時間帯や時期を考慮しなければならないという課題はございます。

まずは机上の訓練といいますか図上訓練というものを可能な範囲で実施できないか検討していきたいと思っておりますし、職員の防災意識の向上につきましては、今後とも図ってまいりたいと考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

住民の命、財産を守るのは町として当然のこととあります。待ったなしの対策であると思っておりますので、できることから早急に取り組んでいただきたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日12月15日金曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は12月15日金曜日午前9時30分に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、15時14分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成29年12月14日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員